

# 平成30年美郷町議会議事録

## 第3回 定例会 (第3号)

招集年月日	平成30年 9月 4日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	平成30年 9月 12日 午前 9時30分				
		議長 西嶋 二郎				
	散会	平成30年 9月 12日 午後 4時 5分				
		議長 西嶋 二郎				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席12名 欠席 0名  凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	議長 (12)	西嶋 二郎	○	5	福島教次郎	○
	副議長 (7)	岩根 和博	○	6	藤原 修治	○
	1	日高 学	○	8	山本 幹雄	○
	2	中原 保彦	○	9	安田 勝司	○
	3	波多野康博	○	10	箕根 正一	○
	4	原 克美	○	11	佐竹 一夫	○

会議録署名 議員	4番	原 克 美	5番	福島教次郎
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	景 山 良 材	住民課長	高 橋 武 司
	副 町 長	岸本建夫中原 保 彦	健康福祉課長	旭 林 修 範
	教 育 長	田 邊 哲 也	産業振興課長	烏 田 正 輝
	総務課長	小 田 運 博	建設課長	添 谷 正 夫
	井上企画財政課長	井 上 陽 生	大和事務所長	大 畠 修 二
	定住推進課長	岡 先 宏 和	教育課長	漆 谷 千 鳥
	出納室長	木 川 士 朗		
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 漆 谷 和 彦 議会事務局員 大 畑 真 紀			
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

平成30年美郷町議会第3回定例会議事日程

(第 3 号)

平成30年 9月12日(水) 午前 9時30分 開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	一般質問

(開 会 午前 9時 30分)

●西嶋議長

おはようございます。

全員出席であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により4番、原議員、5番、福島議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

本日は、通告1から通告9までの一般質問を行い、通告10から通告11までは明日13日に行います。通告順に質問を許します。

●西嶋議長

通告1、10番・旗根議員。

●西嶋議長

10番、旗根議員。

●旗根議員

改めましておはようございます。10番、旗根でございます。一般質問の前でございますけど、一言申し上げさせていただきます。7月6日から7日の未明にかけまして、活発な梅雨前線の影響により、岡山県・広島県・愛媛県など西日本を中心に、未曾有の豪雨災害が発生しました。また9月4日には、25年ぶりとなる非常に強い台風21号が近畿地方を直撃し関西空港が高潮で浸水したり、連絡橋にタンカーが衝突し孤立するなど、各地で猛威を振るい、甚大な被害を受けたところでございます。また2日後の6日には北海道で地震があり、東町で震度7を観測され、国内最大級の激震が発生し、土砂くずれや家屋が崩壊しました。気象庁はこの地震を平成30年北海道胆振東部地震と命名しました。これらの災害により犠牲になられた方々に衷心よりご冥福をお祈り申し上げたいと思います。また未だ安否不明の方が1日も早く発見されますことと、被災された皆様方にお見舞いを申し上げるとともに早期に復旧復興されますよう願うところでございます。それでは質問に入らせていただきます。「豪雨災害の対策について」ということで、お伺いをしたいと思います。先の西日本の豪雨災害から2カ月が経過しました。この災害では200名以上の方が犠牲になられました。また3000人以上の方が避難生活を余儀なくされておられ、未だ行方の知らない方もおられるところでございます。本町においても、江の川が氾濫危険水位を上回り堤防の決壊の恐れがあるとして避難指示が出され、避難されたり、床上浸水した家屋や、農地の流出したり浸水するなどの被害を受けましたが、人的被害がなかったのが幸いでした。今回の豪雨災害は、昭和47年の水害の恐怖を再び思い出させるような水量でござい

ましたが、堤防が構築されていたため、47 災の時のような甚大な被害を受けずに済みました。しかし、この度のような氾濫危険水位を上回ったときに、堤防内の排水処理がうまくできなかったことが、今後同様の水害が発生したときの課題はないかと感じたところでございます。このことにつきまして町長の所見をお伺いします。以上です。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

旗根議員の、「豪雨災害の体策について」のご質問にお答えをいたします。今回の豪雨災害では、美郷町においても多くの農業被害や商工業施設被害、また住家においても床上浸水が10棟、床下浸水が12棟の被害が発生しております。旗根議員ご質問の堤防内の内水被害については、江の川沿いの町内13カ所に設置された排水樋門に関係しているものもございます。これらの樋門、洪水時に江の川からの逆流を防ぐため樋門することとなっており、これにより支川からの水を江の川へ排出できなくなり、堤防内の水位上昇が見られたものであります。このことが都賀本郷、浜原、築瀬、栗原、乙原で発生をした内水被害の原因であると考えております。これらの地域では、消防団による排水活動行っており、都賀地域では、比之宮分団、沢谷分団から応援体制を取り排水活動を行いました。しかし、地域によっては道路の冠水などにより他地域からの応援ができなかった実態がございます。また、地元建設業者により排水ポンプを設置され、排水活動を行っていただいた地域もあり大変感謝をしているところでもございます。今回の課題として、支川からの流入量が消防団配備の小型ポンプの排水能力以上であったこと、道路冠水により応援体制に支障があったことなどが浮き彫りとなっております。今後につきましては、予算面や機能性の考慮をした移動式排水ポンプ導入の検討を始めております。先に述べた課題を踏まえ、ポンプの大きさや必要数量、また冠水などによる道路の通行規制の影響を最小限とするため、あらかじめ被害発生が予想される地域へ配備しておくなど、緊急時に迅速に利用できることも重要であると考えております。そして、これからの財源確保のため、国・県へ要望をしたところでもございます。また、合わせて地元建設業者やリース業者との被害協定に基づく物資の提供方法について確認するなど、あらゆる面での対応が重要と考えているところでもございます。以上。

●西嶋議長

10番、旗根議員。

●旗根議員

ありがとうございます。今回の江の川の樋門が閉門されたことにより、堤防内の水を排水するために、先ほど述べられましたように、消防団の小型ポンプが使用されました。消防団のポンプは水圧はあるものの、排水能力としては大変低いのではないかと思うところがございます。しかし、今回は幸いにして、江の川の上流で豪雨となっておりまして、本町での降雨量が少なかったため被害が最小限に抑えられたのではないかと思うところがございます。昭和58年の豪雨災害時のように、美郷町において大変降雨量がございました。その時

も内水処理しなければいけないという時に、その当時は地元業者の方も多くおられまして、地元業者の方によります大型排水ポンプ等を数台設置され、住家への浸水を最小減に防げた経緯がございます。今回の水害を教訓に先ほど述べられました移動式の排水ポンプに導入を検討されておると言われたところでございますけど、このポンプはどのような排水能力を持ったポンプを想定されておりますか、お伺いします。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

議員ご指摘のとおり、内水対策がですね、避けて通れない課題であると思っております。詳細につきまして、担当課から答弁をいたします。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

ご質問の排水用のポンプですが、現在検討しておりますのは、口径200ミリ程度の口径のかなり大きなものを想定して、排水能力の高いもので現在のところ検討をしております。

●西嶋議長

旗根議員。

●旗根議員

はい、ありがとうございます。これもどうにも何台もというわけにはいかないのではないかとおもうところがございます。そうした中、樋門を閉門した時の内水被害が発生する箇所は、予測できる限られたところではないかとおもうところがございます。そこに、各所に排水ポンプを設置されるのが一番いいのでございますけど、早急には、これもなかなか難しい問題ではないかと思えます。そこで近頃、近年はいつ何時頃に水が出るかとか、そういう気象情報、降雨量等々が予測できるわけがございますので、樋門が閉門をされることを想定して、配水ポンプを設置できる運業者さんとのリース契約等を締結してはいかがでしょうか。契約をするリース業者には、地元の業者の方はもちろんでございますけど、幅広く、近年は地元の業者の方でも大型の発電機等とか、排水ポンプ等とかは所有されていなくて、リースで対応されている業者さんも多くおられると思いますので、近隣の市町の排水処理のできるような業者の市町の幅広く排水処理ができるような業者さんとの契約を結んでおいて、非常時においては、即対応していけるように契約等々結んでいただいておりますけど、いかがでしょうか、

●西嶋議長

町長。

●景山町長

議員おっしゃいますようにリースポンプの設置、そしてまた排水ポンプの設置というご

提案でございますけれども、これから先ですね、非常に今大きな課題であろうかと思っておりますけれども、この点について町としても検討してまいりたいとこのように考えておるところでございます。詳細につきましては担当課長からお伝えをいたします。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

先ほどのご質問の建設業者との協定についてですが、現在、町と災害協定を建設業協会と結んでおります。それで現在のところ邑智地域が10社、大和地域が7社で、合計17社と協定を結んでおります。先ほど言われました58年当時と比較しますと業者数もかなり減っております。それとまた機材関係についても、ふだん余り使用しないものについてはリース対応という状況になっております。それで町とリース会社と、昨年10月に災害協定を結んで優先的に不足する機材については、こちらの方へ準備していただくこと。それから町内の建設会社の方へも、日頃から取引にありますリース会社への不足する機材についてをお願いをして、災害時の対応をお願いしておるところでございます。以上です。

●西嶋議長

旗根議員。

●旗根議員

ありがとうございます。そういうふうに、他市町からでも調達しながら対応していただければ本当に、2時間以内1時間以内で到着できるというような体制をとっていただければ迅速に対応していただき、対策取っていただいているということで住民の方のこの生命、財産が守られるのではないかと思いますので、重ねてお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。よろしくお祈りします。

●西嶋議長

旗根議員の質問が終わりました。

通告2、5番・福島議員。

●西嶋議長

5番、福島議員。福島議員の質問は10時26分までであります。

●福島議員

5番、福島でございます。私は、「田舎ツーリズムの行方は」ということで町長にお伺いしたいと思っております。外国人観光客の増、政府が進めておりますように、観光客を招くということでその影響を受けました。その影響によって、住宅に人を住ませることに関する法律ができました。住宅宿泊事業法が本年の6月15日に施行されたところであります。この法律は宿泊させることが目的でございますが、島根県の島根田舎ツーリズムを母体に美郷町でも且つて美郷町田舎まるごと体験推進協議会を設立していただきまして、広島市内の小学校を初め、高校生、大学生そして一般と、たくさんの方々に美郷町にお越しいただきました。この田舎ツーリズムも一定の条件をクリアしながらの宿泊体験を行ってまいり

ました。私も島根田舎ツーリズムに取り組んできた者の一人として、多少なりとも町の地域活性化に寄与してきたと自負しておるところでございます。今後は、島根田舎ツーリズムだけでは宿泊ができない、住宅宿泊事業法では食事の提供ができない、と関係機関よりお聞きしました。私個人としても、ここ2年間は島根田舎ツーリズムの申し込みもなくなってまいりました。平成27年以降、役場の取り組みもなくなりましたので、住宅宿泊事業法の手続きしても無駄になりそうなので、今後どうしようかと迷っているところです。このことは、美郷町田舎丸ごと体験推進協議会に加入されている皆様方は皆同様なお考えではなかろうかと思えます。町として田舎ツーリズムと住宅の宿泊事業法に対しどのようにすみ分けし、どのように取り組んでいかれようとしておられるかお考えかお伺いいたします。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

福島議員ご質問の「田舎ツーリズムの行方は」についてお答えをいたします。本来、宿泊料を得て客を泊めたり食事を提供したりする場合は、旅館業法や食品衛生法の許可が必要でございます。島根県では、島根田舎ツーリズムを推進するために、一定の条件のもとで、体験を伴う受け入れをする場合には、旅館業法や食品衛生法の許可を必要としない規制緩和策を実施しております。これは宿泊については、宿泊体験料、飲食については調理体験料として体験を提供することで体験料を受け取ることでできる制度でございます。一方で住宅宿泊事業、いわゆる民泊新法は、都会地で急速に増加する将来の旅館業法に当てはまらない、新しい営業形態の民泊に関して規定する法律であり、外国人旅行者や、違法民泊など、近隣住民トラブルの対策として本年6月15日から施行されております。この民泊新法の施行により、これまで島根田舎ツーリズムとして、旅館業法の枠外で行われてきた体験宿泊を行う場合であっても、改めて島根県への届け出が必要となりました。民泊をサービスの提供については大きく営利を目的としたものと農山漁村との交流を目的とした非営利なものに分けられると考えます。本町では以前から、都市と農村との交流事業として町や郡の協議会で行う田舎体験での受け入れを地域ぐるみで積極的に行っていたまいりましたが、受け入れ規模や対象が限られるため、町や郡の協議会では、現在教育ツーリズムの一環としての大規模な受入れ活動はできていない状況でございます。ご質問の田舎ツーリズムと住宅宿泊事業法に対するすみ分けでございますが、田舎ツーリズムでの宿泊は従来の宿泊体験という概念はなくなりますので、住宅宿泊事業法とセットで取り組んでまいります。本町では引き続きグリーン・ツーリズムの推進を図る上で、田舎ツーリズムの実践者の確保が重要であり、民泊新法による届け出など必要な支援を行うとともに、多様化する宿泊施設のニーズに対応するため、新たな住宅宿泊事業についても期待をするところでございます。以上。

●西嶋議長

福島議員。

●**福島議員**

先ほど民泊サービスの提供を受けたものについては、大きく営利を目的にしたものと交流を目的とした営利のものと2つに分けられるというお話がございました。このまずそうした田舎ツーリズムの良さというものをどの程度っていうんですか、美郷町としてのこれからのためには必要であるとか、あるいは教育ツーリズム、教育だけ限らずなのか、そこら辺の見解をまず一番最初にお伺いしたいと思います。

●**西嶋議長**

町長。

●**景山町長**

担当課長からお答えをいたします。

●**西嶋議長**

定住推進課長。

●**岡先定住推進課長**

先ほど町長が答弁申しました中に営利交流2つの種類といますか、目的があるのではないかということでございます。営利につきましては、いわゆる都会で今ごろはやっております外国人観光客等を目的とした食事を提供しない素泊まりですね、部屋貸し、これが主には営利にあたると思っておりまして、美郷町におきましては、こういった営利を目的としたものにつきましては考えにくいというふうに考えております。交流を目的としているというところでは、やはり町長も申しましたように、都市と農村との交流というのが一番大きな目的でございますので、それに伴って地域も活性化していくということでございますので、町としましてはこの交流、体験交流の方に力を注いでいきたいというふうに考えております。

●**西嶋議長**

福島議員。

●**福島議員**

島根田舎ツーリズムを行ってきたものにつきまして、私たちにとっては、この住宅宿泊事業法は迷惑そのものであります。外国人観光客の増を諮ることは国策でもあります。一定の理解をしなければならないと思いますが、その原因は外国人のトラブルによるものと判断しておるところでございますが、この住宅宿泊事業のことを略して民泊新法とも言われておるところでございますが、そこで改めて次の3項目についてお伺いしたいと思います。1つ目に、民泊新法の対象者には、3種類の事業者がおることを言われております。この3種類の中に民泊を始めようとするものも含まれているのでしょうか。2番目にこの民泊制度は、届け出制をお聞きしております。先ほどご回答もいただきましたですが、だれでも自由に始めることができるのか、また役場がお手伝いして、どこまでお手伝いをしていただいて、また受付簿を島根県の代行として助言していただけるのか、受付などを助言もしていただいたり、助言もいただけるのか。そして3つ目には、事業者には何らかの義務が生じると思い

ます。ここでいう私のいう事業者というのは、民泊を開始するものと思っていただきたいと思うんですが、その義務というものがあると思うんですが、義務違反を犯した場合はどのようなペナルティーがあって、どのような時にそのペナルティーが発生するものなのかお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

詳細につきましては担当課長からお答えいたします。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

福島議員のご質問、3つございました。まず初めの民泊新法の対象者につきましては3種類の事業者があるということで、民泊を始めようとするものも含まれるのかというご質問でございます。これは含まれると思っております。福島議員がおっしゃいますとおり、住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法におきましては、住宅宿泊事業者とそれから住宅宿泊管理者、それから住宅宿泊仲介業者の3種類の事業者が規定されております。従いまして、ご質問の民泊を始めようとするものにつきましても、旅館業法の許可を受けなくても、民泊新法による住宅宿泊事業の届け出をすれば始めることができるというふうに解釈しております。ただ、民泊新法による場合は、人を宿泊させる日数が180日以内を超えない範囲と定められておりますので、これを超える場合は旅館業法の許可が必要ということでございます。続いて、誰でも自由に始めることができるか、また届け出先は役場でも受付ができるのかということでございます。基本的には誰でも自由に始めることができると思っております。とは言いながらもですね、民泊新法におきましては、住宅宿泊事業で使用できる住宅ということで、人の居住のように供されていると認められる家屋と定義をされております。従いまして、台所とか浴室とか便所とかそういった設備がないところ、事務所であったり、車庫であったり、こういうところは住宅と認められてはおりませんので、注意が必要でございます。それからまた、町中などにおきましては、周辺住民さんが不安に思われる場合もありますので、そこら辺の不安を解消しておくということで説明等も事前に必要ではないかというふうに考えております。それから届出先につきましては、住宅宿泊事業の届出先につきましては都道府県知事に届けるということでございますので、島根県の場合は島根県健康福祉部薬事衛生課へ届け出るということになります。方法につきましては郵送もしくは直接持参して提出ということになっております。ただし、田舎ツーリズムの場合はですね、町も推進しているということもございますので、届出書を役場の方に持ってきていただければ、役場の方から県の方へ進達をさせていただくということも考えております。それから義務違反のことです。罰則といいますか、違反をした場合の判断は役場がするのか、ということと、それからどんなペナルティーがあるかということでございます。民泊新法におきましては

住宅宿泊事業の適正な運営を確保する上で、都道府県知事が監督するということが定められております。都道府県知事は宿泊事業者に報告や立ち入り検査を行うなどをしまして義務違反を判断するという事になるかと思えます。ペナルティーでございますが、民泊新法の中には様々な罰則が設けられております。例えば73項第73条では住宅宿泊事業の届け出において虚偽の届け出をしたもの。それから業務停止命令または業務廃止時命令に違反したものの、これにつきましては6カ月以下の懲役もしくは100万円以下の罰金、またはその両方が課されるということがございます。それから、その他簡易な定期報告をしなかったもの、それから業務改善命令に違反したものの、それから法に基づく検査を拒んだり立ち入りを妨げたりしたものなどにつきましても、30万円以下の罰金というふうな罰則が科せられるということが、この方の中には織り込んでございます。以上でございます。

●西嶋議長

福島議員。

●福島議員

3つの事業者がやっぱりあるということを確認させていただきまして、その中に斡旋でしたっけ。仲介業者がおるといことなんですが、観光協会にしても役場にしてもですが、例えば色んなところから問い合わせがあるかと思うんですが、そういう場合にまあ例えば、役場さんが窓口になっていただけたらとか、紹介していただけたらとかという場面が想定できるんですが、役場としてはやっぱりそこまでの事業者ではないけども、紹介はしてあげようということにはつながるんでしょうか、あり得るんでしょうか、お伺いいたします。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

ここでいう住宅宿泊仲介業者でございますけれども、宿泊先民泊先これを例えば町の観光協会が仲介して紹介するとかそういうものではございませんで、住宅宿泊事業、民泊を自ら始める場合は住宅宿泊事業者でございますけれども、例えば空き家とかそういったところは原則としては貸す訳ができない。住宅事業者については、貸すわけには出来ないわけでございますけれども、管理業者に任せればそういったところも民泊の部屋として提供をすることができます。そういったところを今度は仲介すると、そういった事業を始める人にそういった部屋を仲介するところの仲介事業者というものでございますので、あくまでも既にある民泊の宿泊の部屋を紹介するというものではないというふうに思っております。

●西嶋議長

福島議員。

●福島議員

だいぶすみ分けとかそういうのが分かってまいりました。で、ちょっとすみ分けのことでお聞きしたいんですが、住宅ツーリズムと民泊新法とのすみ分けについては、例えば住宅

宿泊事業者は直接旅行社から、或るいは観光窓口である役場とかが観光協会からの方から申し込みを受けて、当日の御馳走は田舎ツーリズムとして、旅行者と一緒に例えば田舎料理である巻きずしとかいうふうな御馳走を作ったりして、料理づくり御馳走づくりを体験するあくまでも体験する。そして住宅宿泊事業で宿泊をしていただく。そしてあくる日がまた田舎ツーリズムとして、今のシーズンで言えば稲刈り体験など、或いは近辺の観光などをさせていただくなどの交流を図っていくという解釈でよろしいでしょうか。お伺いいたします。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

田舎ツーリズムと民泊新法とのすみ分けのところでございます。福島議員もおっしゃいますとおりでというふうに思います。しまね田舎ツーリズムにつきましては、宿泊も食事も体験として特例を設けておりまして、民泊新法施行後は、この特例による宿泊であっても体験ではなく宿泊の事業ということで定義されておりますので、この届出が必要になったものでございます。飲食の提供につきましては、従来どおり食品衛生法に基づく許可を受けていない場合につきましては、おっしゃいますように共同調理ということでの対応ということになると思います。ちなみに体験を伴わない単純な宿泊サービスの場合は、提供の場合は田舎ツーリズムには該当がしないということと、それから、宿泊を伴わない日帰り体験については、これまでどおり田舎ツーリズムの取り組みとして取り組んでいくということが、島根田舎ツーリズム推進協議会の方からの通知もでございます。そういったすみ分けをしていくということにしております。以上でございます。

●西嶋議長

福島議員。

●福島議員

共同調理をしなければならないとかいうのがよく分かってまいりました。特にそこで役場をお願いしたいんですが、私たち素人というんですか、事業者という、名前だけが事業だというようなことで、実際には田舎のおじさんおばさんでございまして、今の美郷町田舎まるごと体験推進協議会に加入されている方はみんな同じだと思うんですが、改めてこの田舎ツーリズムの手続きは不要だと思うんですが、民泊新法いわゆる住宅宿泊事業法による手続き、今お話を伺っただけでなんか随分これこれしたら、30万とかいう罰金も来るといようなこともございます。申請もちょっと複雑ではなかろうかと思うんですが、そういう手続方法について、例えば簡単に記入方法なんですけども、そういうような例えば家の図面を書いてみたりとか、色んなこともあろうかなと思ってみたり創造するんですが、そういうような手続方法について勉強会をしていただければと思うんですが、いかがなものでしょうか、お伺いいたします。

●西嶋議長

定住推進課長。

### ●岡先定住推進課長

手続のことをございますけれども、美郷町の田舎まるごと体験推進協議会の会員の方で、しまね田舎ツーリズムに登録をされている方につきましては、食事提供につきましては、今までどおりの特例がございますので、改めて手続きは不要でございます。で、宿泊につきましてはでございます。民泊新法の施行に伴って届出という手続が先ほどからございますということで、あるんでございますけれども、この手続が非常に煩雑複雑でございます。今、私手元に添付書類、届出の際の添付書類等も見ておりますけれども、住宅の登録事項証明でありますとか、図面でありますとか、所有の区分とか契約の写しとか、そういった色々な20項目ぐらいずらずらと個人の方の場合でも入っています。こういったものすごく複雑な手続きがありまして、先の新聞報道にもございましたけれども、おっしゃいますように、今高齢化が進む田舎にとっては、事業継続に二の足を踏んでいるということも新聞報道には書いてありました。こういったことで、県の方もですね、届け出を理由に受け入れが受け入れをやめる人が出ないようにというようなことで全力で支援をしたいというふうな通知が来ておりまして、実際個別訪問でありますとか相談会なども実施をしているという状況でございます。美郷町におきましても、美郷町田舎まるごと体験推進協議会がございますので、これを中心にですね、検討連携をしながら、例えば一堂に集まっていただいて、県の方からも来ていただいて説明をしたり、ご助言を差し上げる。それから届け出に際しましても、町としましてもお手伝いをするといいような支援をしていくというふうなつもりではおります。以上でございます。

### ●西嶋議長

福島議員。

### ●福島議員

そこまで複雑と思いませんでしたが、ぜひともご指導ご助言をいただきたいと思います。それで今年私ごとのことでございますが、今年あるところで観光の研修を受けたところで。個人的に受けました。内容は地域で観光を実践しようという内容でございました。そこで大事なものは食、交通、宿、観光資源、体験の5つの要素が必要であるそうでした。滞在していただくためには、宿が最も必要不可欠であると。で、小さな宿にも先ほど話がありましたように小さな宿でも許可が必要です。そこで私は住宅宿泊事業法による民泊活用が非常に大切だと考えまして、今回の一般質問をさせていただいたところでございます。それで、ぜひともその町内地域のミニ観光課観光地化を図っていただきたいなと、そしてまた図るべきではないかと思いますが、いかがでございましょうか、お伺いいたします。

### ●西嶋議長

定住推進課長。

### ●岡先定住推進課長

ご質問の町内地域のミニ観光地化をあるべきではないかということでございます。先ほど申されました地域で観光を実践するためには、5つの要素が大切ということのご講演を

お聞きになられたということでした。確かにそのとおりだというふうに思っております。町内地域のミニ観光地化でございますが、そういったご提案でございます。ミニ観光地化という言葉が余り私もですね、勉強不足で馴染みがないでございますが、例えば観光協会で実施しているんです美郷みちくさ日和は、主役は地域住民でございます。体験型をプログラムとして、小さくはあっても住民自らが地域の良さを知って、発見して発信していくというような取り組みとして実施をしております。この中には色々なプログラムメニューがございます。こういったメニューを合わせてですね、例えば2つを合わせるとか、3つを合わせるとかいうふうにして、この民泊新法を活用して滞在型で行うと。今、日帰りなんですけれども、滞在型で行うなどというのも、ミニ観光地化の1つではないかというふうに今思っておりますので、こういったことも何らかの機会をみまして、ご提案なり検討させていただければというふうに考えます。以上です。

●西嶋議長

福島議員。

●福島議員

この美郷のみちくさ日和、これ最高のメニューではないかと思っています。春版、秋版と本当丁寧に詳しくまた楽しそうなメニューになっておると思っております。これで一緒になったような教育ツーリズムちゅうことで、教育委員会に限らずですね、そういう色々なこういう都市交流とか農村交流が大切さだと思っております。いわゆる農山漁村と都会と結んでいくということも大変必要なことだと思っております。そこで、地産地消も非常に大切なことでもありますが、こうしたところに田舎の御馳走を材料を都会に送るとか、或いはまたリピーターが来てもらうような運動を続けていかなければならないと思うんですが、みちくさ日和も含めまして、リピーターづくりには何が一番いいんだろうかといつも思っているんですが、どういうことがええだろうかというようなお考えがありましたら、教え願いたいと思います。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

リピーターづくりでございますけれども、みちくさ日和に限らず色々な今までも教育ツーリズム等やって、広島県の小中学生を受け入れたりして、郡でやっておりましたけれども、色々な理由によりまして、これは取り止めというふうに今現在なっておりますけれども、やはり何おきましてでも宣伝、それから継続的にずっとやっていく、それを宣伝して広く皆さんに知っていただくということが重要ではないかというふうに思っております。以上。

●西嶋議長

福島議員。

●福島議員

以上で私の質問は終わらせていただきます。

●西嶋議長

福島議員の質問が終わりました。

ここで10時35分まで休憩といたします。

(休憩 午前 10時 20分)

(再開 午前 10時 35分)

●西嶋議長

会議を再開いたします。通告3、4番・原議員。

●西嶋議長

4番、原議員。原議員通告時間40分となっていますので、11時15分までお願いします。

●原議員

失礼します。原でございます。本日は、通告をさせていただいております2件についてお伺いをいたします。まず初めに「若者定住住宅でのペットの飼育の許可を」ということでもあります。このことについてはこれまで議会でも2度一般質問がされたと認識をしております。当時の議員の質問をお聞きしながら、私もペットの飼育は若者定住住宅については、許可をしてもいいのではないかなというふうにずっと考えておりました。若者定住住宅は定住と子育て世帯、これが最も重要な入居条件となっております。ペットは子どもの成長に有効であるとも言われております。そこで公営住宅法、町営住宅条例等々ありますけれども、そこにペットの飼育を禁止する条項はあるのでしょうか。また2016年6月議会での佐竹議員の一般質問以来、どのような検討がされてきたのか、お伺いをいたします。次に「ペレット製造事業の結末はどうなったか」ということであります。平成25年の12月議会で、この件につきまして私は質問をさせていただきました。以来これまで幾度となく議会の中でペレット制度事業に関して質問をさせていただいてきております。その時々にあったご見解をお聞きしてきているところでございます。当初、平成25年の一般質問の時には、ペレット製造事業の再開に向けて検討をしてるんだというふうに言われておりました。しかしながら、最終的には、町が2年間で1750万100%補助で投入したこの事業を断念されました。その後100%補助で導入した機械を事業主体である法人からまた買い戻すという予算化もされたところでもあります。現在この機械はどのようになったのか。また改めてお聞きします。この事業の結末はどうなったか。よろしくお伺いをいたします。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

原議員の1番目の「若者定住住宅でのペットの飼育の許可」のご質問にお答えをします。若者定住住宅は本町の定住対策の目玉事業の1つであり、定住と子育て世帯が入居条件と

なっております。原議員も申されるように条例等にペット禁止の条項はございませんが、賃貸契約書で禁止の条項を明示しており、募集時の問い合わせや入居決定時においてペット禁止の説明をしております。また、「2016年6月議会の一般質問以来どのような検討をしたか」については、内部で協議し、若者定住住宅の入居者全戸にペット飼育のアンケート調査を行っております。また、この内容は本年3月議会での佐竹議員の一般質問のやりとりの中でも取り上げられております。45戸中28戸の方から回答があり、今すぐ飼いたい、将来飼いたいのは13戸、飼うつもりはないのは11戸、どちらとも言えないの回答は4戸の結果であります。また、自由意見では安易な考えで飼育するとトラブルの原因になる。ある程度役場で規制を定めておく必要がある。などの意見もございました。総合計画や私の4本の政策方針では若者定住対策の促進とUIターン者受け入れ環境の充実を示しております。契約書の禁止条項や入居決定時等の説明があり、また反対意見には子どもにアレルギーのある方もおられることから無条件での許可はできませんが、若者定住住宅に限り一定のルールを定め、団地ごとで全戸の合意形成が得られるならば許可できるように検討したいと考えております。また今後若者定住住宅建設を実施する上でも考慮していきたいと思っております。以上。

●西嶋議長

原議員。

●原議員

ありがとうございます。先ほど町長の答弁にありますように、これ法的には、全然禁止する条項というものがないというふうに私も認識をしております。そういった中で、なぜですね、若者定住住宅そして町営住宅には集合住宅もありますけれども、そういった中で1本化してですね、契約書の中で、このペットの使用を禁止するというにされたのか、その辺のご見解はいかがでしょうか。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

担当課長からお答えをいたします。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

ペットの禁止条項というものは確かに条例等には載っておりません。3月の議会でもちょっと説明をさしていただきましたけども、若者定住住宅の条例の23条の迷惑行為の禁止、それから25条の社会通念上一般に迷惑を及ぼす行為をすることというところでございまして、その中で、ペットの場合、泣き声それからそれによる安眠妨害や傷害行為、それから衛生行為上の衛生上の問題があった場合には、これらに該当するというふうに解釈をいたしております、それにおきまして賃貸借契約書、こちらの方にペット禁止ということ

を載せておる状況です。以上です。

●西嶋議長

原議員。

●原議員

今のことはですね、今年の佐竹議員の3月の一般質問の中でもお答えをされております。先ほど、答弁の中で申し上げられましたけれども、そういった泣き声とかですとか、安眠妨害とか衛生上の問題があった場合には、迷惑にあたるから禁止するんだというふうなことだと思っんですよ。これを頭からですね、この禁止を契約書の中ですするという事は、法的にも何もそういった根拠もないわけでごさいます、頭からペットを買う人はですね、近隣の皆さん方に迷惑をかけておるといふふうにもとれるわけですが、いかがでしょうか。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

最初からそういう迷惑行為があるというふうには認識をしております。ただ、他のところと申しますか、そういった他の自治体なんかの例を参考に、まあこういった禁止条項を載せておるといふような、色々都会でも問題が、そのペットによる問題というのが出ておるといふところから契約書の中にそういった文言を入れておるといふところでごさいます。

●西嶋議長

原議員。

●原議員

色々な問題が出ておるといふことでごさいますけれども、町内ペットを飼っておられる方はですね、たくさんおられるわけですし、確かに私も糞の問題であるとかというふうなことはお聞きをしておるところでありますけれども、基本的にその契約書の問題であるとか、そのペットに関する問題、こういった問題に対してはもともと集合住宅である町営住宅、これが基本になって考えられたことだといふふうには、私思っております。ですから、2016年の時の課長答弁の中でですね、若者定住については、別に検討していく必要があるだろうというご答弁もされておるわけですし、当初、さっきお聞きしたものは、その間どういう検討がなされておるのかといふことで、町長からはアンケート調査をやったというご回答がありました。しかしながらですね、基本的にアンケート調査をするんでありますけれども、それは住民の皆さん方の合意というものも必要ではありますが、ペット自体を買うことについての禁止条例というのではないわけですよ。基本的に。ですから、アンケートを取って、それは色々な方の意見はあると思っておりますけれども、それをすべてですね、聞き入れて、100%を皆さん方に満足してもらってほしいじゃあ住民から要望の出ているペットを、ほしいじゃあ若者定住住宅で飼えるようにするかといったら、それは難しい問題だといふふうには思っんですよ。ですから、基本的には若者定住住宅は、定住を約束されたもの、そして子育て世帯であるといふこと、この重要な条件を付して入居されてるといふことである。そして

また1戸建てである訳ですよ。十分な土地もある訳ですよ。普通の1件家と、私の家と変わらんですよね、1件家と。私もペット飼っております。迷惑をかけているかもしれませんが、苦情があれば対処する、それは使用する飼い主の責任であるというふうに考えてますが、そういったことを考えるとですね、やはりもっと前向きに若者定住住宅に限ってですね、せめて限って使用を許可するという検討がもっと早くですね、されるべきだったんじゃないかなというふうに思いますけども、何か3年間、26年から言いますと2年、3年になりませんが、何かあったんですか、その間。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

この間、前課長時代の回答で、個人的には検討したいというような答弁であったというふうには認識をしております。その中で実際の担当の方とかなんかも一応協議をしたり、他の自治体の関係とといいますか、状況等を調査したりというところで、この期間過ぎたといいますか、やっております。その中で先ほど言われましたように、確かに若者定住住宅、1戸建てでございます。そういったところでありますので、アンケート調査を試みようということにしまして、その内容とか、そういった文言等を検討したりしております。そういった期間、ちょっと期間としましては、ちょっと長い期間になりますけども、そういった状況を踏まえ、調査をさせていただいたというところでございます。よろしくお願ひします。

●西嶋議長

原議員。

●原議員

実際、ペットを飼いたい人はですね、議会の方で一般質問をされて、またそういうふうな答弁もあったということになればですね、すごく期待をされるわけですよ。ですから、検討されるのは、されていたんだというふうに私も思いますけれども、余りにもその2年間にしても3年間してもですね、そういった希望を持っている住民の皆さん方に対してはすごく長い期間なんです。そのことを考えていただきまして、今日はですね、町長の答弁にもありました、団地ごとで全戸の合意形成が得られるならばというような条件もありますけれども、こういった前向きなですね、今後に向けた考え方をお聞きしましたので、ぜひともそういったものを進めていただいでですね。アンケートではなくてですね。合意ができるかどうかいうことをその団地ごとに話をさせていただいてですね。早めに、できるだけ早くですね、こういったペットの使用ができるように検討していただきたいと思いますが、だいたいいつ頃からそういった合意形成があって、いつ頃から飼えるというような時間的なものはございますか。

●西嶋議長

副町長。

●岸本副町長

先ほど原議員おっしゃいましたようにペットの問題でございます。これにつきましても、やはり通常の集合住宅と違いまして、町長も先ほど申しましたように、総合計画の4本柱の1つでございます。若者定住対策の促進とUIターンの受け入れ環境の充実ということも謳っております、若者定住住宅に限りまして、やはり皆さん方のその地域、団地内での合意形成ができれば一定のルールも定めたいと思っております。その辺での若干の時間をいただきたいと思っております。本会が終わってすぐということにはならないと思っております。できましたら新年度です、新しい入居もされる方もございます。それで合わせさせていただきます、もう少し内容的なもの、一定のルールというものも定めながら、実施をしていきたいと思っております。

●西嶋議長

原議員。

●原議員

大変ありがとうございます。この議会でまた期待をされとると思えますし、第一にですね、子どもたちも本当に喜んでくれると思えます。ぜひとも飼育ができるような形で、ご検討をいただきたいというふうに思いますのでよろしくお願い致します。この質問は終わります。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

原議員、2番目の「ペレット製造事業の結末はどうか」のご質問にお答えをいたします。ペレット製造作業につきましては、少し時間が空いたことから実施の経過について触れた上で、ご回答申し上げたいと思えます。ペレット製造事業は、美郷町第1次長期総合計画において、森林環境や産業構造を活かした木質バイオマスや太陽エネルギーなどのクリーンエネルギーの導入を図り、環境保全と循環型社会の仕組みづくりのため、当時は木質バイオマス燃料を推進していくこととしました。平成22年1月に重油価格の高騰を背景に、ゴールドンユートピアおおちの熱源をガスボイラーからペレットボイラーに更新して導入しました。それは家庭でも普及推進をしていたペレットをボイラーが安定した熱供給ができるためです。当時はペレットを町内で製造しておらず、町外県外から購入してこなくてはならず、輸送コストの削減や、森林資源の活用から木質バイオマス供給の仕組みづくりとして町内でペレットを製造供給を行うことが一番良い方法であると考えました。そこで町内の木材供給事業者に打診して、ペレット製造の産業化にあたり、施設設備、製造方法、原料調達など数カ月にわたって研究検討を行い、一時は導入は困難と判断しました。しかし、町内の主要施設で使用する小規模であれば当面のできる範囲での製造ということで事業に取り組む製造事業者が現れたことから、ペレット製造事業の実施の運びとなりました。平成22年3月下旬には製造機器を初め、製造に必要な建屋などに対し1240万円を補助し、小規模とはいえ県内初のペレットの製造工場が美郷町内に誕生しました。ペレット製造は開始されましたが、機械の不具合でうまく製造できないことから、原材料の処理工程に500

万円弱の粉碎チップの設備を平成23年3月に追加整備して事業の安定化を図りました。この間、町だけではなく事業者や機械製造メーカーとともに改善策を検討し協議しながら進めました。しかし、当初想定した製造には結びつかず、事業者は経営が思わしくない状況となり、平成23年7月には事業者が破産となる結果となりました。以後、町では、ペレット製造事業の継続を第1に考え、事業者から設備機械を買い取り、何とか事業継続に努力をしましたが、継続への困難は大きく、昨年度から処分をする方向で検討してきました。処分についての考えは平成29年度末の議会全員協議会でお諮りさせていただき、本年5月に町の公有財産活用検討委員会で審議し、最終決定をさせていただきました。機器は、既に6月14日に業者により引き取られており、処分したものはペレタイザー1台、チップ1台、ベルトコンベヤー1式、粉碎機1台です。製造機の格納庫は現在の土地所有者様と相談させていただき、解体費用を掛けないように無償譲渡に応じていただき、自らで活用いただけることとなりました。ペレット製造事業では、これまでの議会の皆様から一般質問や全員協議会などを通じて、また住民の皆様から各々の立場で事業の進捗や継続の可否についてご質問やご意見をいただきました。本事業については機械を処分しており、非常に残念ではありますが、実質上断念せざるを得ません。これまで多くの課題や困難を整理検討し、更に現時点での市場価格との折り合いでの採算性を考慮し、断腸の思いで決断をさせていただきました。ペレット製造事業またバイオマスガス発電事業と森林資源を活用した再生エネルギーによる産業の活性化、雇用の拡大は改めて取り組みのハードルは高いと感じております。これらを反省材料として、美郷町の豊富な森林資源の活用について森林関係者と真摯に向き合い、林業振興策を引き続き検討して参りたいと考えております。ご質問のペレット事業については、先ほど申し上げましたとおりでございますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。以上。

●西嶋議長

原議員。

●原議員

ご回答ありがとうございました。本当にこの事業につきましては、私も最後、職員でありまして、財政の方でお聞きした時にも色んな思いがあってですね、考え深い事業でありまして、そういった意味で議員に当選させていただいて、一番最初の一般質問でさせていただいた事業の問題であります。でですね、先ほどご答弁の中にもありましたように、もう処分をされたということでございますが、その前にですね、1回これ町がもう1回事業再開をするということで、事業主さんの方からですね、買い戻しをされております。その時に予算も載ったんですが、もう一度ですね、いくらで買い戻しをされたかということと、それから、先ほど処分されたペレタイザー、チップ、ベルトコンベヤー、粉碎機でございますけれども、これがですね、宜しければどこに、そして幾らで処分されたかということをお聞きできますでしょうか。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

ご質問の詳細につきましては、担当課からお伝えをいたします。

●西嶋議長

企画財政課長。

●井上企画財政課長

ご質問にありますペレットの売買でございます。このペレットの製造機の買い取りにつきましては、平成26年の4月に契約をいたしまして、製造機、今先ほどペレタイザー等をですね、製造機ですね、こちら一式と、そして業者がお持ちだった乾燥機とそれから建屋一式、こちらをですね、110万円で売却をしていただいております。そして、この度、処分申させていただきましたものにつきましては、建屋を除きました部分の製造機器、これは3社の方からですね、近隣それから製造メーカーですね、の方とも含めて、3社見積もり処分等全部含めまして、見積もりをとらせていただきまして9万円ですね、の価格ですべてを処分させていただきました。以上でございます。9万円です。

●西嶋議長

原議員。

●原議員

お聞きしたいところはですね、前回の一般質問でも色々お聞きしたんですが、これが先ほどあったように業者が破産となってですね、事業を断念してくるような経過になってきたということではございましたが、もともとがこの機械は不備であったために稼働できなかったということですね、業者の経営ができなかったということもあるわけですし、その辺はですね、認識をしていただきたいというふうに思っております。それで1750万に110万ですから、1800万、1860万ですか、の金額ですけども、これがたった9万円の価値観しかなかったということなんです。その辺の機械のですね、価格調査というか、そういったものはされたんでしょうか。

●西嶋議長

企画財政課長。

●井上企画財政課長

この事業につきましては、基本的には耐用年数の範囲内、この機械については耐用年数8年、チップパーにつきましては8年、ペレタイザーも8年、粉碎機も8年、ベルトンベアーにつきましては7年等々ありまして、当時の平成29年12月末では、ほぼ耐用年数を過ぎていたところを鑑みて残りの残存価値等もはじく中でですね、この価格について判断をされるところでございます。またこの9万円につきましては、機械を全部要するに処分をする、この残存価値に対して処分をするというものでございまして、ということでございます。またこれらの機械について、他と対比するというところはなかなか難しいということがありましたので、そこらについては、新品の機械としての対比等はしてございません。以上で

す。

●**箕根議員**

原議員。

●**原議員**

これどこの業者が買われたんでしょうか。特殊な業者だと思いますけども、こういった機械を買うということになればですね。それはお話しできませんか。

●**西嶋議長**

企画財政課長。

●**井上企画財政課長**

このペレタイザーそれから粉砕機につきましては、岡山県にありますアース産業という会社の方で、当時製造してこちらの方に納品をしていただいておりますということでございます。以上です。引き取り先は最終的にはですね、先ほど言いました製造された会社の方が一番最も高い価格でしたので、そちらの方をお願いをさしいただいております。以上です。

●**西嶋議長**

原議員。

●**原議員**

その最も高い価格が9万円だったということでございますけれども、このアース産業さん1750万で機械を売って、9万円で買い戻して、実際その機械自体は全然性能が言った性能ではなくてですね、稼働できないような機械だったというところであって、このアース産業さんに対する町としての責任なんかというのは、どういうふうな追求の仕方をされたわけですか。

●**西嶋議長**

企画財政課長。

●**井上企画財政課長**

先ほどのお話いただきました1275万ですか、こちらの方、すべてが機械代ということではございませんで、チップーにつきましては500万、すみません。ペレタイザーが475万円、当時購入したのはペレタイザー475万円、粉砕機が277万、ベルトコンベヤーが46万円。こちらは当時アース産業さんから買い取った金額の合計だというふうに把握をしております。そして、その部分についてですので、この全部の価格がアース産業、そういったものであったというところではないということをご理解いただきたいと思います。

●**西嶋議長**

原議員。

●**原議員**

価格はその1200万だったかどうかということはありませんけど、実際アース産業から買われた機械をまたアース産業が9万円で買われたということであるんですけど、その部分は良しとしてもですね、今お聞きしたのは、その関連でアース産業が作った機械が全

然精度が悪くてですね、稼働ができなかった機械であった。だから、この事業を結果的には断念せざるを得ない状態となった。その町としてアース産業との関係はどうなんですか、ということをお聞きしたんです。

●西嶋議長

企画財政課長。

●井上企画財政課長

失礼しました。当時ですね、このアース産業とそして事業者の方、それから美郷町この3者でペレタイザーですね、ペレットを作る製造機、一連の機械をですね、不具合というものを調査をしておる記録がありました。それをちょっとまとめますと、このペレタイザーについては、当時は水分調整などについては、当時はこのペレタイザー、とうもろこし等ですね、粉を固めたもので原材料でペレットを作るというところのものでございました。それについて能力不足というものについては、このアース産業さんにも若干の不備があるということについてのコメントは残っております。そして、また私どもの美郷町についても、このペレタイザーの製造能力の調査不足というところについては、問題点を抱えているというところで認識はしております。ただ、アース産業については、この当時納めたものに対しての改良機を提供することで対策を講じたいということを当時提言をされておりました。その中で、当時事業者であった、事業というか継続事業をされておる業者さんがですね、この間、それまでのこの製品を納められたということを含めて、アース産業さんにちょっと不信感っていうものがあったというふうに記録では出ております。その中で、今度は新しく納入される機械について、実際にきちんと動くかというところも含めたところで、それを今ちょっと受け入れることができないというふうな事業者さん、要するに製造業者さん、そういうふうなことが1つ記録としては残ってはおります。ただ、このやりとりについて、私が実際聞いたものではございませんので、確かなものではないということで、ご承知いただきたいと思います。そういうながらも、なんとかこういったことを進めなければいけないということで、協議はされた中でですね、事業者さんの方で、事業を断念せざるを得なくなったという時間経過でございます。私の方も実際ちょっと一式の機械の動作状況とかですね、をちょっと確認をさせてもらった過去にもありますが、実際ちょっと機械の製造はともかくですね、この建屋の中での粉碎作業、それから一連の作業工程の中でですね、非常に建屋がコンパクトに出来ているということで、騒音と粉塵の部分についてはかなり厳しい労働環境、作業環境かなというふうなことがあってですね、全体の設備としては、例えば先ほど美郷町が引き取って、こういったペレット製造を継続するについてはですね、この部分についてもそのところが最大のネックであるかなというふうに思っております。そういうことで、多少のそういった事業のどちらが瑕疵があるかというところも突き詰めた話の中では、事業者としてはそういった部分の瑕疵があるということで、機械の改良は申し出た経緯があります。以上です。

●西嶋議長

原議員。

●原議員

本来であれば、この話あんまり長くしとっても時間がないんであれなんですけど、本来であればですね、そういった瑕疵があるんであれば、町が出した110万円、これはですね、製造元がですね、本当は企画外のをですね、納入したわけですから、そこは責任を持って買い戻すとかですね、そういうことがあっても良かったんじゃないかと思うんですが、その辺の対応としてはですね、私は非常に町としての対応は不十分であったというふうには言わざるをえません。そういった中で、このチップの機械、さっきは全部処分されたと言われましたが、この中にですね、乾燥機が残つると思うんですよ。その乾燥機はどうされますか。

●西嶋議長

企画財政課長。

●井上企画財政課長

乾燥機につきまして、私どもで買い求めてない物でなかったことから、今回ちょっと処分をちょっと見合わせをしまして、元所有者さんに、再度ちょっと確認をさせていただきまして、これについても、こちらの方で処分をしてもいいかということの確認を取らしてもらうの中で、それはそちらで処分してくださいと言われてましたんで、今後、ちょっと今回は処分の対象としてなくて、まだ格納庫の方にありますが、土地所有者の格納庫も無償譲渡をいただいた方については、ちょっと乾燥機の方がちょっとまだ残ってるんですが、ご了解の上、また処分についてまた検討させていただきますということで、お返事を差し上げてます。以上です。

●西嶋議長

原議員。

●原議員

ちょっと僕が色々お聞きしとるところと、また課長の答弁とですね、食い違うところが、たくさんはあるんですけど、まずこの乾燥機ですけどもこれ了解をされたんですが、これは前事業者の方から自分に譲ってくれというようなお話はなかったですか。自分に買わせてくれと、なかったんです。

●西嶋議長

企画財政課長。

●井上企画財政課長

乾燥機についてのみでいいますと、そういったお返事はいただいておりません。この機械は動かないと言われました。以上です。

●西嶋議長

原議員。

●原議員

あれ、そうですか。そう言われれば水かけ論になってもあれなんで、この話はここで切りますけれども、28年の3月議会、私はこのペレットに関して一般質問さしておる中で、最後の締めの際にですね、やっぱり、元々の計画自体が不十分ではなかったんだろうかということをお願いしております、そういった中で、今回出ております新エネ全体の考え方の中で、ご答弁としてですね、木質バイオマス発電に林業振興を合わせ総合的に取り組んでいくというのは、当時からこれ言われておりましたですね、その中でも、こうやってバイオマスペレットの事業についてもですね、新規事業についての断念があったばかりだということ、慎重にこういった新しい事業に関して、ましてやバイオマスガス発電についてはですね、世界にでも類を見るような事業であるから、慎重にお願いをしたいというふうなことを申し上げておりました。町長の答弁としてはですね、視察をしっかりとされて、可能であるということであったので、これを信じて進めていくというふうなご答弁でございましたけれども、結局、これも2月で断念をされました。やはりですね、今、この木質バイオマスの話もよろしいんですが、やっぱり根底にはずっとと言われるように林業振興というものが出てきておるんで、その林業振興で、やっぱり中心的に考えていく。林業振興の中で本当にこの木質バイオマス発電、そういったものがですね、必要なのか、可能なのか、出来るのかということですね、もっともっと検討していく、いかなければならないというふうに私は考えております。幸いにも、今年4月から林業推進会議というものができましてですね、僕が正に今後の美郷町の林業振興を担っていく大きな役割を果たしてくれるというふうに期待もしております。この間の決算の時にも申し上げましたけれども、やはりここをですね、やっぱり中心に考えて意見をですね、集約されてですね、この新エネ対策についても考えていただきたいというふうに思っております。

●西嶋議長

原議員時間も経過してますんで。

●原議員

ああ、そうですか。ほいじゃあそういったことをですね、これの見解聞きたかったんですが、そういったことを最後に決算委員会の時にも言いましたけども、最後要望いたしましてですね、終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

●西嶋議長

原議員の質問が終わりました。

続いて通告4、7番・岩根議員。

岩根議員の通告時間40分ですので、11時57分までということですのでよろしくお願いいたします。

●岩根議員

7番、岩根でございます。私は1件だけですね、通告をしております「自主防災組織の確立を」ということで質問をしたいと思っております。今年は豪雪に始まり、4月9日未明の西部を資源とする震度5弱の地震災害、また7月6日の豪雨による家屋、田畑への浸水被害等度重

なる災害のたびに考えさせられるものはですね、避難所の早期に開設、避難所へのですね、自力での避難が難しい高齢者、避難を渋る人など問題は山積みしております。しかし、これらをすべて行政に頼るのは限界があると思います。私はこれを機会にですね、自主防災組織を確立してはどうかと考えております。町長のお考えをお聞かせ下さい。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

岩根議員の「自主防災組織の確立を」のご質問についてお答えをいたします。今年に入り1月の大雪、4月の地震、7月の豪雨と美郷町での災害が続き、先日6日には北海道で震度7を観測をする地震で甚大な被害が生じております。この度の地震で亡くなられた方々に衷心よりお悔やみを申し上げますと共に、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げますところでございます。町内は元より全国で災害が発生しておりますが、災害発生直後は公的機関による被災者支援などの緊急対応などの公助には限界があり、災害による被害を最小限に抑える減災のためには自助、共助、公助の連携が重要となっておりまして、こうした中で自助、共助を担う自主防災組織についての重要性が再認識されています。美郷町では平成24年度から、地域における防災力向上の担い手となる人材を養成するため防災士育成の補助事業を実施しております。こうした事業で防災士配置をされている連合自治会の中には、地域での話し合いや学習会また緊急時の避難行動の支援体制を整備されるなど、地域の実情に合った独自の取り組みを実施されている地域もございます。また、地域への防災役員の配置や、防災備蓄倉庫の設置なども行われ、各地域で防災に対する意識が高まっていると思われまして、今後こうした取り組みが町内全域に波及していくことが望ましいと思っておりますが、地域ごとでの災害リスクや、年齢構成など条件は異なっておりますので、地域の実情に合った取り組みになると考えられます。町としましては、引き続き連合自治会と連携して防災士育成事業の事業を進め、合わせて県や各種団体の事業を活用し、自主防災組織の育成の後押しをしていきたいと考えております。以上。

●西嶋議長

岩根議員。

●岩根議員

初めですね、ちょっとお聞きしたいのがですね、地域担当職員というのが、どうも配置されてるように伺っております。班長も決まっているようでありますけれども、これらの活動というのはどういう形でされてるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

地域担当制が配置されておりますけれども、詳細については担当課からお伝えいたします。

●西嶋議長

企画財政課長。

●井上企画財政課長

地域担当制の方を所管させていただいております企画財政課の方からお答えさせていただきます。地域担当制につきましては、目的としましては、それぞれの地域の諸課題等々ですね、行政の職員ではありますが、その地域とのパイプ役というような形で、例えば地域の会合等に出席をする中で、諸々の課題について報告させてもらったり、それについてのいただいた課題を持ち帰ったりということが、本来の目的というふうに考えております。地域によっては、非常に活発な活動があるところ、どちらかという地域の方からの要請を受けて出席をさせていただく場面が多いかと思いますが、活動内容についてはそういった活動については随時、企画財政課を通してですね、内容等について報告をするようには義務づけております。以上でございます。

●西嶋議長

岩根議員。

●岩根議員

というのはですね、避難所の開設にあたってはですね、どうもそこら辺が担当で動いておられるんじゃないかと、こういうふうに思ってますけども、私考えるところですね、今言われたように、連合自治会から要請があればという話をされました。じゃあですね、今回それぞれ難所をですね、開設されたわけですけども、それに対してですね、各地域のですね、問題点があったらと思う。そこら辺はどういうような把握されてますか。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

災害後に各職員からアンケート調査を実施しております。その中でアンケートの内容としましては、本部体制に関わること、それから避難所に関わること、それからその他ということで、大きく3点に分けてアンケートを集計しております。で、避難所関係では職員の方から、避難所対応しての地域の皆さんの声を聞いたものを提出したもの、それから今度自分が担当して運営上、検討しながら進めたこと、それから今後についての反省点、そういったことを各職員からアンケートとして集約をして現在、総務課の方ではそれを検証をしているところでございます。以上です。

●西嶋議長

岩根議員。

●岩根議員

今回色々確かに問題点があったと思います。これをですね、しっかり検証して頂きながらですね、次に活かしていかなければいけないように思ってます。ただ、私がここを考えるとときにはですね、確かに地震の時にはですね、非常に開設が遅かった。翌日なって開設という

ように、その後はですね、すばらしく早く開設をされたと。びっくりいたしました。どっちなか言えば。ただ、開設すればいいということになってるんじゃないかなというのが1点ある訳でして、そこへですね、独居の方、或いはですね、支援の必要な方等々のですね。搬送をどういうようににすべきかということがですね、なかなか、今言われたようにですね、地域によってはですね、体制づくりを作っておられるところが、そうよけいはないと思います。一部だろうと思います。それだけど、全体的にそういう問題が出てきているのは事実でありますし、自治会単位にですね、どうしてもできない地域があるはずなんです。そこら辺の対応をですね、行政はどう考えておられるかちょっとお聞きかせいただきたい。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

避難所の開設のタイミングですが、地震災害の後、内部でいろいろ協議をいたしまして、気象台からの警報発令と同時に、避難所が開設できるように事前に地域担当班の職員の方へ連絡を取っております。それで警報が出た段階で、避難所を開設をするようにという指示を、現在は出すようにしております。それで避難所開設後の要支援者の方への対応になりますが、現在、要支援者名簿というものを町の方で作成しております、その名簿に基づきまして、民生委員さん、それからまた自治会の皆さん、それから消防団等に協力依頼をさせていただいて、非難をしていただくというのが現状での町の方の対応となっております。以上です。

●西嶋議長

岩根議員。

●岩根議員

確かに私も聞いた時には民生委員という言葉がありました。これのですね、名簿は要支援者名簿はこの前、健康福祉課で聞きましたらですね、2014年に義務化をされて、30年の3月時点で、466人おられると、こういうことなんですよ。で、466人おられる、そして地域によっては、今言いましたようにですね、自治会自体もやれない自治会もあるわけですね。これから先、こうした名義をですね、請求されればですね、公開できますよということ。それじゃ今ですね、自主防災関係でですね、それぞれ活動されている地域を含めてですね、どれだけこの名簿をですね、必要とされて、請求されて請求されているか、ちょっとお聞きしたいんですが。

●西嶋議長

健康福祉課長。

●旭林健康福祉課長

議員お尋ねの公開の件数でございます。29年度中におきまして、まず1団体といたしまして、町内の民生委員・児童委員の協議会さんの方からの申請をいただいております。また、もう一団体といたしましては、吾郷地域の連合自治会さんの方から公開の請求をいただい

ておるところでございます。以上です。

●西嶋議長

岩根議員。

●岩根議員

これがですね、まだ十分活用されていない。というのはですね、こういうことがありますということが、地域で本当に分かっているかどうかということなんですよ。我々もですね、私これを聞くまではですね、民生委員へ聞けばある程度、個人情報があるから全部やれんけれども、個別にいて、こうこうですよという回答は言えますよということでしたけども、それじゃあ、災害の時には何の役も立たない。民生委員1人ですから、地域を何カ所かに分けてやっておられて、非常に広い範囲での対応でありますので、ちょっと難しいかなというように思って、これらをですね、今、私らが今なんで自主防災ということ、今回取り上げたといいますとですね、この前の水害の時点でですね、1カ月後にですね、求められる行動支援という中にですね、渋る人の説得とか、或いはですね、豪雨が出たから、ほいじゃあバスやらタクシーといったら、全部断られた。特に夜中なんかはタクシーはもうごめん被りますということで、断られたということでもあります。今、世帯別の台帳いうか、こういうものを持ちながら、安否確認をして回られたところもあるように聞いておりますし、それから結局ここにですね、東大の大学院のカカダ教授が言うておられるようにですね、行政の対応には限界があるということ、言うておられます。そうするとですね、こういう個人とのですね、それぞれの対応というのは、公的にやらなければいけないことと、それから自分たちがやらにゃあいけないというところがあるろうかと思うんです。で、私が今これを引っ張り出して話しているのはですね、やっぱり地域でやれること。この前もちょっと避難所での考え方でですね、女性の方が避難をした。ところがですね、行った時は女性だったが、何時間後には男性ですよと言われて、それじゃあ一晩も男性の中で過ごすわけにいかんということで、別のところに行かれたというお話も聞いております。そうすると、そういうことをですね、自主防災を作っていけばですね、地域の方に誰かをそこへ、女性だったら女性で近所の人と一緒に行ってもらえとか、男性と、逆に言えばですね、女性の職員がおればですね、そこへ男性が入ってくるというのは非常に1体1でという訳にもいきませんので、やっぱりそこらへの組み合わせをですね、地域の方と出来るんじゃないかなと。で、そういうことをですね、まだ防災士のおるところはできているけども、防災士がいない地域にはですね、なかなかそこまで話が進んでいかないと。で、さっき言いましたように、地域担当者、こういうこともしたらどうですかいうて、提案だってすりゃあいいんですよ。当然。他所の地域が活発にやっておりますよいうて、把握されているというのは、それなら他の地域はどうしてるんですか、ということにならにゃあいけん。ところがそこで終わっちゃうんです。これが行政なんですよ。そうじゃなくて、いいことはどんどん地域に進めていかなきゃない。そのことによって、地域の人ですね、ああそういうやり方があるなら、うちもやってみようかとい

うことになるはずなんです。それが今の通りでここで終わっちゃう。例えばアンケートを取りましたいうて、アンケートで終わっちゃいけないんですよ。じゃあどこにどういう問題があったんだということ、それは行政でできることなのか、或いは地域に協力してもらわなければいけない行為なのかということ、をですね、やっぱり考えて、把握をしながらやっっていかなければいけないと思うんですが、いかがですか。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

先ほど、色々提案をいただきまして、まずその中で役場からの避難所への職員対応、これにはちょっと人数的にもう限界がありますので、そこで地域の方が手伝っていただいて、複数での対応ということになると、非常に助かることだと感じました。その時に複数になると、先ほど言われました男女の関係とかっていうのも解消できるのではないかと感じております。それから防災士のまずおられる地域は、やはり地域での学習会等を開催され、地域の皆さんでの取り組みが進んでおると感じております。それで、現在町の方ではまず地域ごとに防災士を受講していただいて、その方を中心に自主防災組織を進めていただければというように考えております。今年度は、研修会が松江市であった関係で6名の方に受講をしていただいておまして、29年度までに6名、それから今年度が6名ということで人数の方も大分増えてきた状況になっております。以上です。

●西嶋議長

岩根議員。

●岩根議員

防災士が試験を受けられる方がですね、地域は非常によろしいと思うんですけども、なかなか地域でそこへ行かれる人材がないというのも現実であります。ですから、せっかく行かれたらですね、そういう方にも協力をしていただきながらですね、防災士のいない地域についてもですね、その方から担当していただきながらですね、一緒になって作って、組織を立ち上げればというように思いますんで、そこらはやはり行政の方がですね、おられないんで、こういう人がおられるからということですね、お互い話を進めさせていただきたいと思えます。それから、私も恥ずかしながらですね、ハザーマップですね、これが今年は6月に洪水ハザードマップが出ました。確かにいいものが出ております。あと、土砂災害とそれから地震が2つある。この3つをですね。だいたい。それで私もですね、地震があった後ですね、本箱見たら、これと一緒にですね、ありまして、これをですね、見たら僕らの地域が完全に被害があったところが、そのマップ線上にずっと流れてたんです。しかしながら、このマップがですね、ほんとに活用されてるかどうかという部分もあるんです。勉強会もこれについて勉強会もなければですね、何にもないんですよ。ただ配ったから見なさい。大切に保存してくださいということはあるんですけども、ほいじゃあ自治会でこういう、ほいじゃあ連合自治会会議があるわけですから、マップやって、こういうような活用してほしいと

か或いはそれに対しての説明を、行政から行きますからということも行われてるんです。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

今年6月に配布させていただきました。洪水のハザードマップにつきましては、配布した直後に災害が発生しておりまして、これの説明は出来ていないという状況でございます。それで、現在、町の方でも防災に関する研修会ということで、今月29日にはみさと館で美郷町それから教育委員会、それから美郷町の連合婦人会の共催で気象情報の活用方法についてということで、研修会等も予定をしておりますので、そういった機会に少しずつ皆さんからでもこういったことに関心を持っていただきながら、また町の方でもこのハザードマップの説明を進めるようにしていきたいと思っております。以上です。

●西嶋議長

岩根議員。

●岩根議員

非常にいいものを作っておられて、これ災害起きてからじゃあ遅いんで、前にやってるもらわにゃあいけないと。確かに私らもこういう地震が起きるとは全然分からなかったり、だけれども起きてみて、初めて開いてみたら分かったと。今度、洪水の部分はずね、言われるように、こう見ればですね、だいたいこの地域が浸水するとかいうのが、全部出ている。私はやっぱりですね、これをもう少しですね、家庭の中で理解をしていただきながらですね、災害時にはですね、ぜひともですね、命あつてのものなので、命を大切にせにゃあですね、いけないもんで、その前段がこれなんですよ。それをしっかりですね、住民の方に理解をしてもらうような部分をですね、していただければこの新聞にも載ってございましたけども、避難を渋る人、渋る人にも色々ありましてですね、私らもこの地震の分でも、ぜひ避難をしたらという、特に独居の人達はですね、いいや大丈夫です、ここにおっても大丈夫ですと言われるけども、皆に迷惑かけるけえと言って、おられる方が迷惑。ある程度目の届くところにおられれば安心もされるわけです。そういうことですね、こういう自主防災をやればですね、家族の方が遠くにおられてもですね、逆に言えば迎え来たら、すぐ避難して下さいよとお母さん一緒に来たら、お父さん一緒に来なさいよというアドバイスも出てくるだろうと。それで家族の方等もですね、やっぱり安心されるんじゃないかないうように思っております。それともう1つはですね、夜の場合はそうですけども、昼が非常に多くなるんじゃないかと、独居の方が。夜は一緒に生活をされている。ところが昼間はですね、独居の人はかなりおられる。できたら、それもですね、考えていかなければいけない要素になってますんでここら辺についてもですね、自主防災組織が完全にできなくても、自治会の方ですね、やっていかなければいけないんでやはり担当の地域担当職員は他所ではこうやっておられますよとか、いうようにですね、逆に働きかけてほしいと思うんですよ。で、自治会長もですね、1期務めたら次変わっているというのは非常に多いわけでありまして、そういう面

でもやっぱり、組織をつくれれば、その組織のトップはですね、やはり、4年でも5年でも長期に座っていただきながら、やっていけるということですので、やっぱりそういう面も含めてですね、町としても、後押しされるというんですから、しっかり後押ししてですね、これをですね、早期に立ち上げる方向でやっていただきたいなと思いますけど、いかがですか。

●西嶋議長

副町長。

●岸本副町長

議員おっしゃるとおりでございまして、自助共助共助、公助の中でやはり公助部分にも先ほどおっしゃいましたように限られた部分がございます。やはり自助共助の中でどう、その自分たちの命を守っていくかというのが、非常に大切な部分であるかと思えます。その中でやはり公助部分で先ほど色々資料も出せてもらったり、その辺のやはり説明とかPRとかですね、それで今心がけておりますのは、やはり夜にしてもですけども、お昼にしてもですけども、防災無線におきまして、なるべく早い避難ができるような情報をいかに早く町民の皆さんに伝えていくかということも今心がけておりまして、それで警報等が出れば、すぐ避難所開設とかですね、というふうな手法も取らせていただいております。ですから、そういうまずその防災情報がやはり何であるかということのご理解も、しっかりと得ないとですね、こういう情報が出たら自分たちはどう動くかとか、地域の中でどう動くかということのことも、きちっとやはり理解をしていただくようなこともしていかなければいけないと思っております。原点に返ってですね。それで、先ほど総務課長の申しましたけども、今回災害において検証する中でですね、各職員からやはり色々な意見が出ておるんです。それもこの間、課長会議の中で第1回の検証会も行いましてですね、そのものをですね、ベースにして、今後どういうふうな形で公助的なものがしっかりできるのか、それで、避難所においては病気の方もいらっしゃいます。そこに保健師さんがいればいいとか、色々な形の問題も今出ておりましてですね、それを今後どういうふうな形で活かしていくか。地域担当にもなかなか、じゃあその地域担当に保健師がいるかということもなかなかできないわけがございまして、その辺の横の連携もございます。その辺も今後検討させていただきながらですね、公助部分のしっかりした公助部分をですね、その辺を図っていきたいと思っております。以上でございます。

●西嶋議長

岩根議員。

●岩根議員

時間もきますんで、私らはですね、私が思うのは、人災が出てからでは遅いというのが一番ですんで、ぜひともですね、一つ一つ今言われたようにですね、副町長が言われたようにですね、災害警報が出たとにかく自分らは動くんだと、ただ、そのときに困るのが誰がどういように避難所へ連れていくかというのが非常にあるわけでしたんで、ここをですね、やっぱり早目の部分を作っていくかにゃきゃあいけない。そういう組織を作っていくかにゃきゃい

けない。ほんで、せめてですね、1人に2人のサポートをつけていかないとですね、Aさんが駄目だったら、Bさんへというのならにゃあいけないわけですので、それをですね、やっぱり地域と話し合いをしながらですね、せつかく今、要支援者名簿も出てると。それ以外の人もおられるわけですから、そこら辺を含めてですね、検証していただきながら人災のない町にしていきたいというように思っておりますので、以上私のお願いとそれから質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

●西嶋議長

岩根議員の質問が終わりました。

ここで午後1時まで休憩といたします。

(休憩 午前 11時 45分)

(再開 午後 1時 00分)

●西嶋議長

それでは会議を再開いたします。

通告5、8番・山本議員。

●西嶋議長

8番、山本議員。

●山本議員

8番、山本であります。通告しておりました「被災による農地の耕作放棄策として、災害復旧費の自己負担分を町負担について」質問をいたします。7月に発生した豪雨災害は未曾有の大災害になりました。今回の災害は江川の氾濫によるもので、農地への土砂堆積や耕土の流出など広範囲な被災になっています。畦畔の決壊なら内畔などで工作は継続できますが、耕土の流出では耕土を入れること、堆積の場合は取り除くしか復旧の方法はなく、費用も高額となります。今回の被災によって、耕作放棄のきっかけになり、放棄地の拡大が懸念されます。この対策として、農地農業用施設災害の復旧には個人負担をすることになりますが、これを町で肩がわりし、農地の耕作継続を図るべきと思います。今度の災害は、恐らく激甚災害に指定されると思います。そうなりますと、増高申請により、国庫補助率が上乘せされ9割以上を国が負担し、残りは農家が負担することになりますが、町が災害復旧債で対応すれば、農家の個人負担は少額になると思います。昭和47年の災害と記憶していますが、邑智町の時代に、被災による離農を防ぐため、農業災害の自己負担を町が負担したことがあります。当時は高度成長下で、都会にあこがれて一家を上げて都会に行く方もあった時代があります。被災した農地を町の責任で元どおりにするから離農しないでほしい。という政策であったと思います。現在、過疎と高齢化が進み、自己負担にしてまではと耕作を続けることに限界を迎えてる方は多いのではないかと思います。今回の被災は江の川沿いに集中しています。農業の立地条件はいい場所であり、絶対に守らなければならない農地であると思

います。広報美郷の8月号では、昭和47年から50年再び訪れた大水害と大きな見出しになっています。今回の江の川の氾濫は、これに匹敵する大災害と思います。町長のお考えを伺います。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

山本議員の「被災による農地は耕作放棄地対策として、災害復旧費の自己負担を町負担に」のご質問についてお答えをいたします。平成30年7月豪雨災害につきましては、昭和47年災害以来、半世紀ぶりの江の川の大氾濫により、農地の被災面積が37ヘクタールにも及び、現在災害復旧事業の申請に向け被災箇所測量に入っているところでございます。7月豪雨災害においては、議員ご指摘のとおり農地の冠水により耕土の流出や土砂の流入による被害が多く発生し、町といたしましても、耕作放棄地の拡大を懸念しているところでございます。農地、農業用地施設災害の対応としましては、1箇所40万円以上の被害はこれまでどおり、国の災害復旧事業により対応していきますが、1カ所40万円未満の被害に対しても単独事業の起債事業の小災害として対応し、被災者の負担軽減に努めていきたいと考えております。7月豪雨災害は国の激甚災害指定となり、農地などの災害復旧事業等に掛かる補助の特別措置として補助率が嵩上げされることとなっておりますが、これまでは一定の受益者負担をいただいているところでございます。災害直後の県の江津市、川本町との合同での緊急要望では、こうした被害に関しての負担軽減も要望したところではございます。議員ご質問のとおり、今回の7月豪雨は昭和47年災害以来、半世紀ぶりの大きな被害であり、耕作放棄地の拡大、耕作意欲の提言も懸念されます。被災者支援として今回の7月豪雨災害に限り、農地農業用施設災害復旧事業に掛かる受益者負担分につきましては、町が負担をしていきたいと考えております。以上。

●西嶋議長

山本議員。

●山本議員

受益者負担については、町が負担するという非常に英断をいただきまして有難うございます。これで農地は守れるんだろうというふうに思います。ただですね、1つだけ心配するのは、町が負担をするということが、また負担になるかということもちょっと感じましてですね、実は色々調べたんですが、増高申請でかなりの国の補助金の嵩上げはなるとは思いますが、大体どれぐらいの金額になるものなのか、補助率がどのぐらいを見込んでおられるのか、ということを知りたいと思います。私の記憶で一番高かったのは、58年ごろの災害で確か99%ぐらいまでは上がったように記憶しておるわけです。そこまで上がるかどうか分かりませんが、少しその辺りが、このことで町が大変な負担になるというようなことなら、また少し気も重たい気もしますが、どれだけの金額になるか、分かる範囲でちょっと教えていただければというふうに、お答えいただければというふうに思います。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

ただいまの質問について担当課長からお答えをいたします。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

先ほどのご質問でございますけども、正確な数字というのはまだ測量中でございます、申請額等も判明はしておりません。これから、その後、増高申請という手続を得て、確定をするわけでございますけども、今、国から送られてきておりますものにつきまして見ますと、農地の方は5年実績の平均で82%が95%に嵩上げというような試算があるようでございます。施設の方につきましては、それよりも少し補助率の方は上がるというふうには思っております。今現在、現在で、詳しいパーセントというものはお示しすることはできませんけども、これが1つの目安になろうかと思っております。以上でございます。

●西嶋議長

山本議員。

●山本議員

私も昔担当しておりましてよう知っとるんですが、できるだけ関係戸数が少なくて、被害額が大きくなってですね、1戸当たりの負担額は大きくなる時に高率補助になるということでございます。農業施設災害等は、関係者戸数を減らすというテクニックも、言っていないかどうか分かりませんがあるわけございまして、その辺りも考慮されましてですね、しっかり増高申請、手続が大変でございますが、これから12月にかけて大変だと思いますが、やっていただいてですね、ぜひとも高い補助率を目指していただきたいというふうに思います。この江の川に沿った農地は守っていかなければ絶対にならないものだと思っております。町の英断に敬意を表したいと思えます。また今後農地を守っていただいてですね、美郷町の農業が発展しますことをお願いしまして、時間は随分残っておりますが、これで私の質問は終わりたいと思えます。ありがとうございました。

●西嶋議長

山本議員の質問が終わりました。

続きまして通告6、6番・藤原議員。

●西嶋議長

6番、藤原議員。藤原議員60分の通告時間でございます。2時10分までお願いします。

●藤原議員

6番藤原でございます。私の方からは、2点ばかり質問させていただきたいと思えます。1点目は「旧JR三江線廃線後の課題について」ということであります。3月末に旧JR三

江線が廃線となり、早いもので半年になろうとしております。沿線地域が地盤沈下しないように、地域づくりに取り組む必要がありますが、三江線廃線後の課題として、書きの考えをお伺いいたします。1つ目は廃線後の代替交通についてであります。これまでの利用状況と今後の見込み、また持続可能な公共交通に向けての取り組み方針をお伺いいたします。2点目は廃線後の跡地の状況についてということであります。跡地利用の地域からの希望状況や、農地や道路に関わる施設の現状認識と管理や景観対策についての考えをお伺いしたいと思います。2つ目の質問でございますけど、「債権管理体制に対する考え方について」お伺いをしたいと思います。新地方公会計が始まり、統一的な基準による財務諸表が町のホームページにも公開され、前年度の決算表示とはいえ、町民が気安く町の財政状態を確認できる環境になりました。一般会計の他に全体会計での財務状態の確認もでき、資産負債の状況が把握できる中で、延滞債権の多さが目を引きます。時効が来た債権で、公法上の債権については不納欠損処理を、私法上の債権については、少しずつでも返済している町民との公平性が保たれないこと、また町が独自に不納欠損処理することの是非や時効の援用という点から不能欠損処理がなされていないものと思われまます。これらの債権は、いつまでも債権残高として残されるため、管理対象として事務定数がかかり、回収される見込みがほとんどないにもかかわらず、決算上は長期延滞債権として表示され、町の資産実績を誤解されることにもなりかねず、債権の適正な管理が望まれます。このことについて、町長は債権整理の担当係を考えていかなければならないとの債権管理体制を示されましたが、今後の債権管理に対するお考えを伺いたいと思います。以上2点よろしくお伺いいたします。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

藤原議員、1番目の「旧JR三江線廃線後の課題について」のご質問にお答えをいたします。1点目の廃線後の代替交通についてのうち、これまでの利用状況と今後の見込みのお尋ねでございます。これまでの利用状況では、運行日1日当たりの平均利用人数が川本美郷線101人、粕淵線21人など各路線全体で156人の方にご利用をいただいております。今後の見込みでございますが、現在の主な利用は小中学生、高校生の通学区であり、次に、通勤、通院、買い物などという状況でございますので、今後も大きな増減はないものと考えております。次に持続可能な公共交通に向けての取り組み方針のお尋ねでございます。三江線代替交通を持続していくためには、日頃から多くの方に利用していただくことが重要であると認識をしております。現在、通学での利用が最も多く、通勤利用は少ない状況でありますので、今後は、通勤利用を増やしていく取り組みが重要となっており、町のノーマイカーデーの取り組みの強化も図って参ります。このためには、通勤利用の促進と関係市町も含めた調整が必要になりますが、通勤利用が可能となるようなダイヤ改正の研究をしていきたいと考えております。2点目の廃線後の施設の状況についての内、施設利用の地域からの希望状況のお尋ねでございます。現在、地域から具体的に正式な利用希望は出ていない状況で

ございます。次に、農地や道路などに関わる施設の現状確認と管理や景観対策についての考えのお尋ねでございます。町内の農地や道路などに隣接する鉄道用地の現状でございますが、全線に渡り除草を行う必要があると考えております。この状況につきましてJR西日本に対し、現状を伝え早急な対応を依頼しております。景観対策を含めた施設管理について、JR西日本と共通の認識のもとに協定または覚書を結ぶ必要があると考えており、具体的に協議の申し入れを行っており、JR西日本からは前向きに検討したいとの回答を得ております。今後は具体的な内容について協議を行い、可能な限り早急に管理協定の締結に向け進めていきたいと考えております。以上。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

お答えいただきました。ありがとうございました。冒頭申し上げましたように、三江線がなくなりまして半年になりました。私の家の前にも三江線が当時走っておりまして、朝一番6時4分だったですね、始発便が三次市へ向かうそのことで1日が始まりまして。昼は12時半頃、江津方面に向けての列車がありまして、それでお昼になるなという感じを受ける。夕方はですね、9時前に三次方面に向かう車があって、まあ1日が終わるなということで、もう三江線が本当に生活の中に染みついておりましたけど、最近になって全然忘れてしましまして、人間というものは本当に時が経つと寂しかった思いがもう全く最近はありませんで、最近目につくのは跡地ですね、荒れ具合とか、そういったものが今度は逆に目につくようになりまして、この度、代替交通のことについて、或いは跡地の維持管理のことについて、質問をさせていただきました。それで代替交通のことについてでありますけど、現段階では、通学の方が最も多いということをおっしゃられました。通勤利用あるいは病院通いであるとか、買い物ということはちょっと順位が低いというようなことであります。それで、色んな路線が走っておりますけど、通勤というのが、やっぱりこれからの伸びしろの中で一番大切ではなからうかと思えます。それで、通勤路線を延ばすために、1番力を入れなければいけない路線はまずどこの路線とお考えでしょうか。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

通勤路線の関係でございますけれども、担当課長から答弁をさせていただきます。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

失礼します。通勤するのに大切なといいますか、通勤路線として伸ばす路線でございますけれども、代替交通で申しますと、だいたい通勤をされている方が多いというのが大田から粕淵経由の九日市、酒谷までいっている粕淵線、石見交通の粕淵線。それから川本大和間を結

んでいる川本美郷線、これにつきましてが通勤利用者が役場の職員も含めて多いという状況でございますので、こここのところの改善になりをする必要はあるのではないかとこのように考えます。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

色んな路線があります。今日いろんなことをお聞きするわけでありまして、前回2月の定例会の時にですね、こういった資料を出されました。各路線ごとのですね、利用状況。具体的にですね、1日当たり何人とかいうようなことが書いてありまして、よく調べられたなと思っておりますけど、これを見るとですね、やはり、一番の伸びしろというものもおかしいですね、川本美郷線ですね、粕渕上野間、或いは上野川本間、或いは川本浜原間、その中で、やっぱり粕渕上野間が一番多いですね、続きまして、どこになりますかね。これは、川本浜原間、これは通学ではなかろうかと思えます。こういった数字が出ております。続いてですね、これは大和観光さんの運行される路線でありますけど、川本いわゆる美郷線という路線ですね、続いて、石見観光のですね、粕渕線ですね、粕渕九日市間、これがついで多いというようなデータで、多分この傾向はですね、この調査以後も夏休み子どもたちの通学で若干減つとるところもあったやに思いますが、この傾向は変わっていないんじゃないかと思えます。それで、粕渕上野間この通勤利用が最も予測される便ですね、あるわけでありまして、先ほど通学、通院或いは病院、買い物ということをおっしゃられました。このデータにも数字が載っております。これはこういった調査で、この数字が出てきたわけでしょうか。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

今持っておられるのはこれですよね。この数字につきましては、月ごとの集計を今っております。この出どころにつきましては、今運行しております事業者をお願いして、乗られた人数をカウントして、この数字を毎月報告をしていただいているということでございまして、最新ですと、8月まで今集計の方が出ております。以上です。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

乗っておられるカウントは当然分かるんですけど、私が聞きたいのは、通勤、病院、買い物、どうしてそれが特定できたんですかというその根拠を聞いております。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

現状はバス事業者、運転手さんの聞き取り、それから職員が乗り込んで、これはそんな多くはないですが調査をした日もあります。そういったところで、あとは通学の定期といひますか、高校生でいひますと定期ですね、それから小中学生でいひますと、教育委員会への聞き取り等で一番利用しているのが多いのが通学それから通勤、それから通勤通院につきましては、なかなか判断についてはこの表からは読み取れないという状況でございますけれども、この表を見ただけでは、この中で何人が通学、何人が通院何人が通勤というのは分からないですけれども、そういう出し方をしております。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

推測をされたことだというふうにも言われましたけど、まあ通学が一番多いというのは明らかだと思いますけど、通勤が少ないんですね。それで、この通勤をですね、どうやれば伸びるんでしょうか。どうお考えですか。例えば川本美郷線ですね。これ今ダイヤの運行のあれを見ますとですね、例えば上野から役場に着くのが8時28分、仕事が終わって、あちら方面に帰るのが夕方5時50分、その後は7時3分というのが役場の前から乗って降りて、また帰られるというパターンになっております。三江線が運行しとった頃は、私もたまに利用しまして粕淵駅から歩いて役場まで移動するのに、かなり時間が掛かっただんですが、最近は便利になりまして、役場の前で乗って役場の前で降りられるんですね、非常に便利です。使い勝手が大変いいんですけど、例えばですね、川本美郷線、この通勤を増やそう思えばどのような対策が考えられますか。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

まず川本美郷線の状況でございますけれども、今、ほぼほぼ通勤で利用されている方は日々毎日ほぼ利用されている方が4人いらっしゃいます。川本へ2人浜原へ1人、粕淵へ1人というようなこれは乗り込み調査等でした状況でございますが、いらっしゃいます。残念ながら役場、その時は役場職員につきましては、だれもおりませんでしたけれども、今現状、先ほど藤原議員おっしゃいましたけれども、川本美郷線通勤利用で、例えば役場職員でございますと、川本方面からは乙原とか、そういった方面からは朝は7時22分に粕淵下市へ着きます。で帰りにつきましては、5時50分それから7時3分というように2本ぐらいあります。それから大和方面からでございますけれども、美郷町役場に8時28分、これは始業時間ぎりぎりでございます。それから帰りにつきましては役場の前を5時20分、それから6時40分というふうな間隔でバス便があります。どうしても通勤が不可能ということは現状無理をすれば乗れるという状況ではないかとは思いますが、やはり小中学生高校生の通学を優先としているということで、始業時間には間に合う、窮屈な時間が設定してあります。これをもうちょっと利用しやすいということで、どうしたらということでご

ございますけど、やはりもうちょっと早く着くと。帰りについてはいいと思います。もうちょっと早く着くダイヤ設定を工夫していかなければいけないと、これが今一番ではないかなというふうに思います。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

もう少し早いダイヤ設定が望まれるでしょうというお答えでした。2分前にですね、滑り込むのはですね、ちょっときついんじゃないかと思います。最低もう5分ぐらい早められますとね、7分前に滑り込みができます。それでさっきのお答えの中でですね、町のマイカーデーでの取り組みも強化して図っていきたいというようなことも言うておられますんで、役場の職員の方々ですね、利用しやすいように時間を変えていくということは、やはり必要ではなかろうと思います。これを遅らすということになるとですね、ぎりぎりに入らにゃあいけないので余計あれなんですけど、早めるということですね、それだけ余裕を持って入れるいうことなんです、そんなに支障のあることではないと思いますんで、ぜひともですね、ダイヤ改正については、頻繁には変えられませんが、しっかりと検討していただきたいと思います。それで、町長、町長これご存じでしょうか。これご存じでしょうか。お答えください。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

町内を200円でいうことで、そのものが出ておるようでございます。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

さっと答えが出していただけるものと期待しておりましたけど、ちょっとつまりましたね。町長これ持っておられますか。(持っていないとの声)

●藤原議員

たまたまそこへ三役の方がおられますけど、お三方とも持っておられないということですか。

(はいとの声)

●藤原議員

分かりました。これね、200円で町内乗れるんですよ。1000円掛かろうが1万円掛かろうが200円で乗れます。このものをですね、町内配布されておまして私もこれね、石原藤原修治なんて書いてあるんですね、ここへ番号が打ってあるんですね、147番。これ打つとね、かなり個人の行動が特定されるんですね、あんまりよろしくないと思います。僕は通勤とか買い物とか病院通いとか、これから推測されたんじゃないかと思って、ちょっ

と心配したんですけど、そうではないということであったようでありますけど、三役の方持っておられません。当然、職員の方々は全員持っておられますわね。課長どのように把握されてますか。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

大変申しわけございません。把握まではしてもおりませんが、私は持っております。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

当然、定住推進課長はね、持っておられると思いますけど、これ利用可能なですね、例えば川本美郷線ですね、8時28分に滑り込んで8時30分何とか間に合う。夕方は5時、6時に便があるという方々は、勤務時間に支障があるから持っておられんということでしょうか。課長。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

今年度から運賃助成につきましては、去年までの高齢者層とかそういった交通弱者と言われる方だけではなくて、利用促進のために町民誰もが持っていただけるというように今しております。持っているか、持っていないか、これは個人で申請によってお渡しをしているものでございます。中には小さい子どもさんがおられたり、それから高齢者の方がおられたり、家庭の事情とかそういうことで、特別のことがあって持っておられない方も方いらっしゃるのではないかとこのように思っておりますけれども、まあなるべく割引制度を活用していただいて、公共交通機関を利用した通勤に努めていただきたいというふうには私は思いますけれども、それにはやはり、先ほど申しましたような、もう少し余裕を持ったダイヤにするということは必要というふうに思っております。

●西嶋議長

副町長。

●岸本副町長

先ほどの藤原議員のご意見でございますが、私も正直持っておりません。それで家族の方は母の方が持って、移動しますから持っております。それでですね、やはり正直なところ、正直といたらいけませんけども、三江線がですね、廃止されまして、ちょうど3月末で廃止されまして、それから、やはり役場自体もですね、役場職員自体もノーマイカーデーに対する意識が本当に低下しているのは事実でございます。これに関しましてですね、だから持っていないというのが、ほとんど。何人持っておるか確認はしておりませんが、持っていないのが多くいるとは思っております。やはり、この辺の意識低下は確実にそういう実

態で、ノーマイカーデーの今無線放送等も今現実にされていないのが実態でございます。で、やはりこの答弁の中にもございますように、やはり通勤の利用者をどう増やしていくか。やはりダイヤ改正もそうですけども、なかなかダイヤ改正につきましても、町村をまたいだバスもございますし、それからやはり通学の問題等もございますので、その辺でのダイヤ改正、なかなか調整が難しい部分もありますけども、これも少しでも利用される方の利用されやすいようなダイヤにしていかなければならないと思っております。ですが、これについては簡単になかなかダイヤ改正というの、町村をまたいだ関係もございますので、この辺の調整が非常になってこようかと思っておりますが、今後、先ほど答弁の中にもございましたように、やはりノーマイカーデーのこれをやっぱりですね、職員、役場に関しましては職員の意識の向上を図りながら、今の券を利用さしてですね、しっかりと取り組んで参りたいと思っております。以上でございます。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

今、ノーマイカーデーの話が出ました。今年の3月末まではですね、毎月毎月地球温暖化防止あるいは公共交通の利用促進のためにノーマイカーデーということで、極力、車に乗るのをやめましようと言っておられました。これがですね、4月になった途端にですね、私も気がつかんかったです。最近なって、あれあの放送いったい何だったんだ。放送されてないんですね。三江線が廃線になったのをきっかけにですね、何かこうやめられたのか、あるいはポーっとしていて放送を流すのやめられたんか、よく分かりませんが、そういったことがあります。今言われましたように、やっぱりノーマイカーデーということを謳っておられますんで、極力ですね、例えばその20日、これはそういったものを利用促進をしてですね、例えばその日は職員の方ですね、ぎりぎりに入るようでもですね、これはもうノーマイカーデーの推進のために使っておるんだということで、町民の方々もぎりぎりに入っても理解されると思いますんで、まずはそういったところからですね、初められて利用促進を図っていかれたらいかがでしょうか。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

ご指摘のようにノーマイカーデーでございますけれども、美郷町におきましては毎月20日をノーマイカーデーということで定めておまして、公共交通機関の利用を働きかけているということでございます。三江線が廃止なったということからこの取り組みをやめたとか、そういうことではございませんで、自家用車の利用を自粛して、少しでも地球温暖化の原因となります二酸化炭素の排出を抑制することと、それから公共交通機関の利用促進、都会の方では渋滞の解消とかいうことも言われておりますけど、そういったことで、公共交通機関の利用を呼びかけております。役場としての取り組みということは、20日を含

む前後1週間の間に公共交通機関に乗りましょうということで実施をしております。ちょっと手違いもございまして、IP告知等できなかったということは大変申しわけなく思っております。今後定期的な周知とPRを行っていきたいというふうに思っております。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

色々手違いがあったようでして、放送が流れておらんようでありますんで、今後はまた流されるんじゃないか、また利用促進に向かってですね、色々行動されるんじゃないかと思えます。それで前回ですね、2月の定例会の時に籾根議員の方からですね、もっと使い勝手のいいようにしてもらえんかということを言われました。それで、これ乗る時に乗る駅名書きます。降りる時に降りる駅名を書くんですけど、これは運賃の区間助成ですから、その区画を把握せにゃあいけんということの中で乗り込む駅、降りる駅を書き込むというふうになつとるんですけど、別にこんなもんがなくてもですね、整理券というものが出ますんで、私石原5番ですよ。5番を引っ張って、そこで石原の駅が特定できます。降りる時に例えば相生町なり、あるいは三瓶山口とか書き込んで降りればね、もう当然これ要らんわけですね、ところが町外の方にはこの恩典がないからということで、こういうのを出しておられるんでしょうけど、町外の方がですね、このバスに乗られる数どのぐらい推測されてます。別にこんなもんでなくても、整理券にえんぴつ1つあって、書きさえすればですね、ことが済むことなんですよ。町外の方の利用はほとんどないと思います。ましてや町外の方が利用されたらですね、これは交流人口の拡大ということでね、観光目的で来られるかどうかわかりませんが、かえって、そんなもんは本当に微々たりもんでして、それよりは町内の方がこういった券を持たずにですね、どこでもいつでも簡単に利用できるシステムに作り替えた方がいいんじゃないでしょうか。ましてや平成30年と書いてありますんで、もう半年したらこれもう使えなくなるんですね。またこれ大変なお金をかけて印刷されるんでしょうか。その辺のところちょっとお考えをお聞かせください。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

現在、先ほど申されたように割引券の方に乗る場所、それから降りる場所記載をさせていただいているという状況でございまして、これにつきましては、6月の定例会で籾根議員からも同様のご質問をいただいております。高齢者等にはなかなか不便というご意見をいただいているところではございます。先ほども申されましたけれども距離制の運賃ということで、石見交通と大和観光そういう運賃制度をとっております。実際の運賃、実際の乗った区間の運賃とそれから200円の差額を町の方は事業者の方へ精算という、補助という形で精算の方さしていただいている状況でございまして、いろいろこれなかなか集計等も事業者が今やっておりますが、煩雑ということもあります。今現在、大人それから中学生それ

から小学生以下と3種類の利用券を用意しております。これは3種類の運賃設定、大人については200円、中学生以下については、大人料金ですが無料、それから小学生が半額でございますが無料というような制度として事業を取り組んでおりますので、そういうことから記入が面倒ということは分からないことはないんですけども、町内どこへ行っても200円でいけるよというメリットもございますので、そこら辺をご理解をいただいでいて、今後検討は必要かと思っておりますけれども現状そのようにさせていただくという答えになります。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

まあ始まったばかりですんでね、この代替交通まだまだいろんな問題点、課題が出てくるじゃないかと思えます。柔軟に対応していただいでですね、住民の利用しやすい路線に変えていただきたいと思えます。代替交通のことについては、ちょっと三江線後の代替交通のことについては、ここで話をやめたいと思えますけど、廃線後の施設の状況、維持管理のことです、そのことにちょっと話を移したいと思えますけど、維持管理のことについてはですね、3番議員の方がもうそれに絞って質問されますんで、私はちょっとこの度はその質問はやめようと思えます。それで、その利用のことについてお伺いしたんですけど、正式な利用の希望が出てないという答弁でした。利用がでていません。希望がね。地域からそういったアイデアが出ないということですね。役場としてもどう活用していこうかというアイデアも出されない。あるいは指定管理者なり、そういった方々もアイデアが出てこないということでもあります。例えば邑南町辺りですね、天空の駅をですね、その活用をしてどうのこうのという、とても私に言わせるとですね、かなり無理なアイデアじゃないかと思えますけど、でもやはり地域の方々がですね、そういったアイデアを出して一生懸命取り組む姿勢がですね、やっぱり嬉しいですね、やっぱり元気なところが見えるわけです。ところが美郷の場合ですね、そういったアイデアが1つもないということでありまして、非常にさみしい思いをしております。そんな中でちょっと私なりにですね、アイデアを1つ、2つ言ってみようかなと思うんですけど、例えばですね、大和荘が今度改装になります。潮駅、三江線なくなります。当然、込客の方々の昇降がありませんので、かなり不利になりますけど、あそこには素敵な桜の街道があるんですね。それに並行して三江線が走っておりまして、そのレールをすべて撤去しましてですね、舗装して歩道に作り変える。三刀屋とか木次の御衣黄か何かがあるんですけど、素敵なウォーキング道がありますけど、桜の。あれに似たようなものをですね、あそこに作り込んで、江の川も見れるし、或いは桜も見えると。ましてやヘルスツールズムの中ですね、ウォーキングするコースにもなりますよ的な発想もね、またいいんじゃないかと思えますし、またその地域によってはレールを取っ払ってですね、サイクリングロードに作り替えるとか、色んなアイデアがあると思うんですけど、そういったアイデアをですね、例えば職員の方々に募ってみるとか、もっともっと幅広く、

なるならんは別にしてですね、募って見られる気持ちはないでしょうか。また先ほど私が言いました大和荘関連のアイデアですけど、そういったことをどのように思われますか。

●西嶋議長

企画財政課長。

●井上企画財政課長

藤原議員さんの今回のご意見です。実は今年度から景観条例を策定することとしておりまして、先般の6月に、県に申請しまして、景観移行団体として認められました。この景観条例につきましては、前回議会で話をしましたように、平成32年4月からそういった景観条例を作って、町内の美しい美郷づくりにするために、景観の保全とか景観形成というところを進めていきたいというふうに考えております。この中で1つ景観保護区っていうんですかね、景観指定区というものをですね、条例の中で設置することができるがありまして、現段階ではちょっとこういう話はしたか分からないですが、粕淵の周辺、粕淵の本陣周りの周辺と、それから大和荘のさっきおっしゃったようなエリアをですね、景観区域として想定をしたいなというふうには今現段階ではこちらで考えております。おっしゃられたようにあそこの直線にですね、それから道路との堤防高との高低差もそんなにない。それからいうところがありまして、おっしゃるように線路をとっばらって、宍道湖で言えばああした湖が見れるような景観スポットということがありますが、あそこも非常に春であったり、新緑の季節であったり、それから秋の紅葉の季節だったりすると、川面へですね、山々が映り込んで非常にきれいな景色になるかなと思ってまして、これはまだ景観条例の中で整備をしていく、景観条例の制定中でそういった形で進めていきたいなというふうに考えていますが、おっしゃるようなことができればいいかというふうに考えていますし、大和荘とのリニューアルとのタイミング、それからもう1つは国交省さんがですね、水辺の空間づくりという事業、この度ご紹介があったことがありまして、そういった取組、まあ要するに護岸の有効な利用の仕方ということになると、若干ちょっと堤防敷、川寄りの堤防側がですね、いささか窮屈なところがありますんで、そのところも、実際、堤防の幅としてはちょっと狭いかなと思っておりますが、そういうのも何かしら一定区間でも広さが取れるようなところがあればなというふうに考えていまして、またそういったところの肉づけができたり、景観条例の進み具合の中で、またご提案を差し上げたりご意見をいただきたいというふうに思っております。以上です。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

景観条例の中で云々という話がありましたけど、いずれにしても跡地ほっとけば荒れ放題になりすんで、少しでもアイディアを出してですね、いい方向に活用していただきたいと思います。維持管理のことにつきましては、あとの3番議員に譲りたいと思いますんで、三江線の廃線後の課題については、これで質問を終わりたいと思います。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

藤原議員の「債権管理に対する考え方について」のご質問にお答えをいたします。財務諸表等がホームページで見られるようになり、誰もが町の財政の状況を確認できるようになっています。その中で長期延滞債権の額は大きなものがございまして、この中には滞納整理などの管理ができずに残っているものがあります。議員ご指摘のとおり、これらの適切な管理を行うことが課題と考えております。適切な管理を行うためには、管理体制を整え、その中で基本方針を立て、具体の行動をしていくことが必要であるとともに、その業務にあたる職員はもちろんのこと、すべての職員が意識を高めてあたっていくことが必要であると考えております。平成29年度には税の徴収強化を行うため、徴収推進係を設け職員1名を配置したところ、すべての税目において、前年度対比での徴収率が向上したところであります。また、島根県との総合併任制度の活用のおかげもあり、税務職員の意識向上とスキルアップが図られることによるものも大きいと考えております。このことから、他の部署、他の業務においても、職員の意識向上とスキルアップを図るべく徴収がある業務については、事務文章の中に徴収業務を行うことを明記するとともに、徴収に関する研修を行うなど、徴収業務全般にかかる職員の意識の向上とスキルアップを図っていきたいと考えております。また、体制としましては、まずは収納事務の向上と滞納金の徴収について適切な措置を講ずることを目的として設置している収納対策審査会の充実を図ります。具体的には、現在、年1回から2回程度の開催となっている収納対策審査会を四半期ごとに行います。その中で債権管理に関する基本方針を策定し、可能な範囲で滞納者の情報共有を図るとともに、徴収業務に係る具体の行動計画を持って、課を横断した徴収業務と体制を強化していきます。まずこうした組織を横断した体制と各業務での徴収の強化を通じ、職員の意識とスキルアップを図り徴収行動を強化していきたいと考えております。以上。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

時間の方がかなりなくなってしまうので、急いでちょっと質問を進めたいと思いますけど、歳入を抑えることも重要ですが、歳入をいかに確保するかが、自主財源の確保ということが、やはり大切なわけでありまして。それで、先ほどの債権管理のことを申し上げましたけど、債権の中にはですね、公法上の債権或いは私法上の債権と呼ばれるものがあるわけでありまして、なかなかこの手の話になりますとですね、傍聴されている方は3人おられますけど、まあこれライブ中継もされておりますし、後々またそういった中継を録画で見られる方々の理解を深めるためにもですね、ちょっと用語の説明をですね、理解を深めていただくためにしていただきたいと思っております。公法上の債権、私法上の債権どのようなものがあるか、

お答えください。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

担当課長からお答えをいたします。

●西嶋議長

住民課長。

●高橋住民課長

先ほど町長答弁の中で、収納対策審査会が出てまいりました。その収納対策審査会の事務局を住民課の方でさしていただいとりますので、私の方から答弁させていただきます。自治体の扱う債権につきましては、主に金銭を給付を目的としたものが、一般的に債権というふうに呼ばれております。その中で、先ほど議員申されたように公法に基づく公債権ですね、それから私法に基づく私債権というのがございます。この公債権につきましては、個別の法律に基づいて、賦課でありますとか、処分とかそういったものをするものが主に公債権の中で、特に強制徴収できるものとして、強制徴収公債権というのがございます。それから、そういった強制徴収ができないもの、例えば地方自治法だけに基づくものなどは非強制徴収公債権ということで、公債権の中でも2種類あるということです。で、一般的に私債権というのは自治体は関係ないだろうというふうにも思われがちなんですけども、自治体が扱う債権の中にも私法に基づいて行う私債権というのがございます。これは主には契約とか、賃貸それから貸し付け、こういった主なものになってまいります。そういったものが私法上の債権ということで私債権と呼ばれております。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

公債権、私債権のお話をいただきました。先ほどあの強制徴収公債権あるいは非強制徴収権あるいは私債権という分類を申されました。強制徴収公債権の中には、税とかあるいは料もあります。私債権の中にはですね、例えば水道料であるとか或いは住宅料或いは貸付金ですね、そういったものがあるやに思いますけど、各債権によってですね、時効というものがありまして違います。それには時効の援用という言葉があるんですけど、なかなかこれを理解されてない方もおられてますんで、時効の援用ということはどういうことか、説明していただけますか。

●西嶋議長

住民課長。

●高橋住民課長

時効の援用でございまして、なかなかその援用という言葉は確かに馴染みがありません。私も税の方へ来るまではその援用という言葉あまり聞いたことがなくてですね、な

なかなか分かりづらいということです。で、公債権につきましては、その時効の援用ということを持ちようせずに、時効が消滅をするということもありますけども、じゃあ援用とは何ということなんですが、援用というのは、時効が来ましたよと、自分の債権を消滅してくださいということ、債務者の方から債権者の方に主張する、申し出をするということが援用ということでございます。口頭で言われましても、一応適用というか、有効にはなるんでございますけども、後々その書類とかが残りませんので、文書等でしていただくのが一番いいということでございます。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

先ほど時効の援用ということを申されました。公債権の中でも強制徴収公債権あたりはですね、時効が来たらもう文句なしに不能欠損処理ができるわけでありまして、町の債権の中から消滅していくということでありまして、ところが、私債権の中の住宅新築資金であるとか、或いは上水道の料金或いは住宅料金、こういったものは私債権でありまして、10年或いは、2年というような時効もありますし、5年とか色々あるわけでありまして、時効が来てもですね、その援用がなければ、今課長言われたようにその権利を行使しますよということと言われぬ限りですね、自治体はその債権を不納欠損処理することはできないということでありまして、いつまでもですね、長期延滞債権として、この度、公会計に基づきまして、財務4表が公表になりましたけど、長期延滞債権という科目で載ってくるわけですよ。未収金という科目は1年以内の債権だと思いますけど、これが問題なわけでありまして、そういった貸付金或いは水道料金或いは住宅料金、ここら辺りが長期延滞債権の中で、既に時効が来ておるのに援用がないから、ほとんど実態のない債権であるにも関わらずずっと決算上で載ってくる。知らない人達は、それが本当に自治体の、まあ当然自治体の債権なんですけど、実態なしてない債権ということでありまして、そのことが問題なわけでありまして、それで長期延滞債権の中に今全体、この間ホームページ見ましたら、普通会計と特別会計を合わせて、全体会計という中で1億8000万の長期延滞債権があったやに思います。それから未収金が1870万、約2億400万ですね。これだけのですね、債権を持っているんですけど、ほとんど実態のない債権という言い方はおかしいけど、回収がなかなか困難な債権を持っておられます。さて、長期延滞債権の中にですね、既に時効が来た債権はどのぐらいありますでしょうか。

●西嶋議長

住民課長。

●高橋住民課長

全部把握をしておりませんが、一番大きなものとしましては住宅新築資金がございます。この1億1000万余り、これがいずれも時効。この資金貸付につきましては時効が10年で、私債権でございまして、時効10年でございますけども、ほとんどが時効を迎

えております。すみません。それ以外のところ、水道料とかですね、今ちょっと把握をしております。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

長期延滞債権、全体会計の中で1億8500万ある中で住宅新築資金が1億1000万、ほとんど時効を迎えた長期延滞債権であるということと言われました。いくら長期延滞債権であってもですね、やはり借りとする本人が倫理的にですね、もう時効が来るとるんだけど、私は返しますよといった場合はですね、行政は当然受け取ることができるんですね。ところが、非強制徴収債権である公債権、この場合はですね、例えば何がありますかね。下水道料金、下水道料金、これ変な話、下水道は公債権で上水道は私債権、下水道の中でもまた強制徴収公債権と非強制徴収債権があるというように、非常に複雑に分かれておるんですけど、例えば下水道、時効が来たから、5年6年経ちました。ちょっとお金が余裕が出来たんで10万円ほど延滞しとったものを持ってきました。これを受け取ること出来ないんですね、町は。受け取っちゃうと違法になります。ところが私債権ですと、例えば今言ったように時効が来た債権であっても、受け取ることができるんですね。ましてや請求することもできるんじゃないかと思います。そういった意味で長期延滞債権の中で時効が来た債権であっても、時効の援用がない限り残っておるということが実態ではなかろうかと思います。そういった意味で先般、そういったものを放置しとつてもいかなものかなということの中で、債権管理条例というものが検討されるに至ったやに思います。そこで、全員協議の中で色々検討されて、まだまだ検討の余地があるんじゃないかということで、この度この関連でいうことで、私、質問したんですけど、先ほど話の中で、やはり職員の徴税意識の向上、スキルアップを図っていく。これまことに本当にまさにそのとおりだと思います。本当にそのことをまず図っていただいて、債権管理条例の方にちょっと話を持っていくというか、また段階を踏んでいってですね、やっぱり行くべきじゃなかろうかと思います。それで、先般の決算委員会においてですね、住民課の中に係を設けられたと言われましたね。徴収推進係ね。確かこれ建設課におられた方で、かなり経験のあった方が住民課に出られて、その徴収推進係を担った途端にですね、今年の徴収率がすべてのぱとこう上がっておるんですね、グラフで私見ました。跳ね上がっていました。大変いいことだと思います。やはり、このスキルアップした人間、研修を受けた人間、これが担当しただけでですね、数字的にぱんと上がったのを私も目にしましたし、決算委員会の中でも、議員の全てが目にしております。やはりそういった研修というのが大切かと思います。もう一度そのあたりの決意を述べてください。

●西嶋議長

副町長。

●岸本副町長

議員おっしゃるとおりにですね、やはり、職員のスキルアップというのが本当に重要だ

と思っております。やはり、この徴収事務というのが大切な業務でございますね、先ほど29年度に係もつくりまして、それによって徴収率も向上しておるといふ実態もございます。その職員も非常にその徴収というところで、県にも執行したりして、色々勉強もしております。まず先ほど藤原議員もおっしゃいましたように、徴収事務の職員のスキルアップをするために、うちの職員もそういう優れた職員もおりますので、その中でしっかり研修を積んでですね、職員自体のその徴収に対する徴収業務に対するスキルアップを図っていくことがまず第1だと思っております。それからそれに対しまして収納対策審査会、これも大体年1回、多くても2回というようなこともやっておりますが、やっぱりその関係課の中で、横の連携もとりながらですね、しっかりその辺での審議も図っていき、回数を増やしてですね、その審議を図っていきながら、対応したいと思っております。それからやはりこういうのはやっぱり1年、2年やっぱりしっかり実績をつくるといいますか、そういうスキルアップを積みながら、やはり債権管理条例等の検討もしながらですね、将来的にはそういう債権管理条例もまた上程をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

●西嶋議長

藤原議員。

●藤原議員

ありがとうございました。時間がちょうどやってまいりましたけど、いずれにしてもですね、債権の賦課徴収、これは一部を除いてですね、これは首長の自由裁量権はありません。もう有無を言わずですね、賦課徴収すると。そのことをやはり職員の皆さん方ですね、研修の中で意識していただきたいと思っております。それから不納欠損、時効が来てですね、公債権不能欠損すると。法律はですね、権利の上に眠つもの絶対保護しませんので、そのことをしっかりとですね、肝に銘じていただいて時効が来ないように、賦課徴収の義務を果たしていただきたいということを申し上げて終わります。

●西嶋議長

藤原議員の質問が終わりました。

ここで2時25分まで休憩といたします。

(休憩 午後 2時 10分)

(再開 午後 2時 25分)

●西嶋議長

それでは会議を再開いたします。

通告7、3番・波多野議員。

●西嶋議長

3番、波多野議員。波多野議員30分の通告時間ですので、2時55分までよろしく願いします。

### ●波多野議員

3番の波多野でございます。よろしくお願いいたします。私は通告いたしております「三江線跡地の維持管理はどうなっているのか」についてお伺いいたしたいと思っております。先ほどの6番議員さんの質問内容と多少重複する点があるかと思っておりますが、お許しを願いたいと思っております。長年親しまれて、この地域の発展のためにもなくてはならなかった三江線が廃線となり、早いもので、もうすぐ6カ月を経過しよとしております。今だに三江線が廃止となった現実がわからないところですが、廃線跡地を見ればこれが現実なのかと思いを巡らすところでは、何よりも廃線となり、一番心配していた跡地管理が、現地を見る限りうまく行われていないように感じるところでございます。以前にも、三江線に関する一般質問が多々あったところですが、私の質問に対するそのときの答弁は次のようでした。廃線跡地の草刈等については適正に管理していく。橋梁等については管理者と協議の上、撤去計画を立てて撤去していく。レール等の線路は現状のままでJRが管理する。トンネルについては、立入禁止の措置をとる。町も沿線住民に支障が起きないように配慮を求めていく。ということでは、迷惑がかからないよう管理するということをでしたが、現在ほとんどの線路にくずといたしますか、かずら放題となっており、また駅周辺も雑草が生い茂るとる現状ですが、JR敷地内は立入禁止の立て札立っており、これらの跡地の管理はJRが責任をもってやるものなのか、あるいはまだ管理については協議中なのか。例えば旧浜原駅支援策とし、30年間で520万、この中には除草費等も含まれているということでしたが、その除草は誰がやるのか、また駅周辺の植木等の管理はどうなっているのか。旧駅舎周辺が町に譲渡になっていれば、JRが駅構内、立入禁止にしているのはおかしいと思うが、以上これらの跡地の管理はどのようになっているのかということについてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

### ●西嶋議長

町長。

### ●景山町長

波多野議員、「三江線跡地の維持管理はどうなっているのか」のご質問にお答えをいたします。1点目の線路と浜原駅の管理はJR西日本が行うのか、管理については協議中であるのか、のお尋ねでございます。JR西日本から無償譲渡を受けました浜原駅跡地は町が管理を行い、譲渡を受けていない線路はJR西日本が行うこととなっております。線路跡地の管理は、JR西日本から民地に近接する場所は年2回程度の除草作業を行うと示されております。しかしながら、現状ではそこまでの管理がされておりませんので、適正に管理について引き続き申し入れしてまいります。浜原駅跡地につきましては、町が管理を行うものでございますので、波多野議員のご指摘の譲渡の際の支援費を有効に活用し、今後適正に管理をしていきたいと考えております。2点目の浜原駅周辺の植木等の管理はどうなっているのかのお尋ねでございます。植木等が、町が譲渡を受けた範囲の土地にある場合は、町が管理を行うこととなりますので、適正に管理を行っていきたいと考えております。3点目の浜原

駅周辺の土地が町に譲渡となっていれば、JR西日本が立ち入り禁止にしているのはおかしいのでは、のお尋ねでございます。現在の立入禁止措置は、三江線最終便運行後の深夜に直ちに行われ、4月1日には完了しておりました。これはJR西日本が廃線後の安全管理のために実施されたものでその後、町が譲渡を受けました。町としましては、安全管理上現状の立ち入り禁止が望ましいと判断し、特段の変更はしておりません。しかしながら、現在もJR西日本が管理をしている誤解をお招き、周辺の住民の皆様にご迷惑をおかけするようでしたら町管理であるとの指示掲示の設置をしたいと考えております。以上。

●西嶋議長

波多野議員。

●波多野議員

これにつきまして浜原駅そのものの土地なんかは譲渡になつとるんですかな。先般の行政報告の中で桂根八幡宮付近の一筆を取得する方向で協議中ということでしたが、それ以外は協議、町の方に譲渡になっておるんでしょうか。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

詳細につきまして担当課長からお答えをいたします。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

浜原駅周辺の譲渡の関係でございますけれども、既に譲渡が終わっているところにつきましては、駅、駅舎ですね、駅舎、それから駅舎を含めて149メートルの区間でございまして、新たに要望しております桂根八幡宮のところにつきましては、まだ正式な譲渡には至っておりませんが、そういう要望をいたしておるという状況です。

●西嶋議長

波多野議員。

●波多野議員

以前の小門原住宅へ入る入り口付近から、桂根八幡宮までは以前そういうことでしたが、それ全体を譲渡になるということをごすね。最終的には。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

小門原住宅へ入るところの踏切と、それから、だいたいで申し上げますと浜原の駅舎の間でございますが、そこに関してはJRの方からのそういう話はございましたけれども、今のところ具体的な町としての活用というのは持ち合わせておりませんので、今のところそれを譲渡のお願いにつきましてはしていないという状況でございます、したがって桂

根八幡宮からだいたい浜原駅の駅舎付近のところまででございます。

●西嶋議長

波多野議員。

●波多野議員

結局これは線路の跡地ですね、全体的な町全部の線路の跡地なんですけど、まああれがくずやかずら巻き付き土手は草があり、この管理そのものは、先ほどもちょっとあったんですけど、どのように大体 JR が責任持ってこれはやるもんなんですかいね。どがあなあれなんでしょうか。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

現在、くず、かづら等それから草も結構生えております。その辺の管理は、前々よりのいろいろな議員さんの方からもご質問をいただいたり、ご指摘をいただいたりしているところでございますけども、現状もこちら回答の方は変わっておりませんが、地域から要望があったことにつきましては、JR の方にすべて伝えているという状況でございます。ですので、かづら等が伸びている状況につきましても JR の方にお伝えはしております。ただ今回除草等がなかなか進んでいないというのは7月の西日本豪雨災害がございまして、米子支社管内の伯備線、それから木次線の方で大変な災害がありました。そちらの方での復旧作業に人手がとられているということで、なかなか早くの対応ができていないという今のところ回答が、回答とというか、そういう説明がございました。基本的には住民の方に迷惑がかかっている個別対応ということで言っていただければ除草等、そういった対応はするというところでございます。浜原駅等につきましては、現在町の直営の方では伸びております町管理の部分でございますが、そこにつきましては除草の方はしたところでございます。

●西嶋議長

波多野議員。

●波多野議員

浜原駅周辺に限らず他の全体のところですね。それは住民の方から土手の方が草が生茂ってやれんは、或いは線路がやれんは、そがあなるとイノシシの住処になったりする訳ですが、苦情的なことはないんですか。もしそれが住民の方から苦情が出てきた場合に、それ町の方から JR の方に伝えて JR がそれを責任をもってそれを刈ってしまうとか、きれいにするというような方法になるんですかいな。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

町民の方からの除草等の苦情につきましては町の方、私どもの方に言っていただければ、JR 西日本の方に、その都度都度現地を見て写真を撮ってそれをメール等で配信しながら

JR 西の方に伝えているという状況でございます。今まで大きいところで、今年度に入ってから、都賀本郷から上野の間の除草、除伐等が要望が出ましたので、お伝えはしております。回答としましては、盆までには実施するという状況ではございましたけども、先ほど申しましたような7月豪雨等の影響だろうと思えますけれども、まだできていないという状況でございますので、これについても、もう再度申し入れをさせていただくということにしております。

●西嶋議長

波多野議員。

●波多野議員

それはもう除草等なんかもJRがやるということであれなんですね。都賀の本郷の方、都賀の駅いうあの周りのまで草がぼうぼう、あれもまあ駅の松原ですか、あそこ駅の周りとかなんかですね、草があったり、ああいうようなことも、その管理そのものはまだJRが引き続いてやって行くということなんですね。もし住民から要望等があったり、要望がなくてもJRが管理をしていくということなんですかいな。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

波多野議員おっしゃられるとおりでございまして、要望があれば、JRの方は住民等に迷惑かけているというところであれば、JRの土地の区間につきましては、JRが管理をしていくということで、それから取得、譲渡を受けた先ほどの浜原駅周辺とかそういったところの町が譲渡を受けたところについては、町の方で管理をしていく、除草等もしていくということになるかと思えます。

●西嶋議長

波多野議員。

●波多野議員

浜原駅なんかは町が譲渡を受けるとるけえ町が管理すると。粕淵駅なんかの場合も、あれは譲渡にはなんか希望になってなかったようなんですが、今までは以前は三江線ある時は植木の剪定とか、観光協会ですか。あれが粕淵、浜原はやっぱりということで、私らもちょっとあそこ一緒にやったこともあるんですが、そういうことも町の方で引き続いてやられるということなんですね。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

粕淵駅につきましては、駅といいますか、線路、ホームにつきましては譲渡受けておりませんので、ここにつきましては、もし何らか住民さんの方に迷惑影響等ありましたら、JRの方に管理していただくということになります。

●西嶋議長

波多野議員。

●波多野議員

それで後、鉄橋等の撤去ですね、粕渕鉄橋とか大きいのがあつたし、あるいは国道の上をまたいでおる鉄橋というか、陸橋というんですかどうあつたかありますが、ああいうものは当初のあれではあれも撤去していくというような、大体これは年度的にどのように、年度計画を立てて撤去していくもんなんですかな。それともあのままずっと放置しておく訳にはやれんと思うんですが。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

鉄橋につきましては前にも申したかもしれませんが、年度計画を立てながら、大体10年以内ということ聞いておりますが年度計画を立てて、撤去する年度計画を立てて、計画的に撤去していくということは聞いておりますけれども、まだ正式に例えば、江の川第1鉄橋をいつ落とすとか、そういったことについては、まだお示しをしていただけていないという状況です。

●西嶋議長

波多野議員。

●波多野議員

鉄橋等の撤去、今度レールも撤去するんですかいなあれ。全部レールを撤去をして、先ほどの大和荘の前をサイクリングロードとか、桜並木というようなちよつとあれもあつたんですが、レールの撤去等も大体、年次的計画で撤去して、すべて撤去していくんでしょうか。或いはトンネル等の入り口、今は壁はしてあるんですが、トンネルを完全に塞ぐとかいうようなことはどうなるんですかいな。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

レールの撤去でございますけれども、基本的にはJRの土地のままのところは、レールはそのまま残すであろうというふうに思っております。ただ浜原駅、ここは譲渡を受けるところ、桂根八幡宮のところも含めてですが、そこにつきましてはJR貨物という会社が、まあグループ会社がございますけれども、そこからレールの譲渡希望がっております。この間、JR貨物の社員の方がこちらに来られて、今調査をされたところでございますので、そこにつきましては、レールは撤去するであろうというふうに思っております。それからトンネルにつきましては、これも以前申し上げたとおりで、今のところは防護柵はしてありますが、郁々はトンネルに入れないような壁となるのか蓋となるのか分かりませんが、そういった措置を講ずるということをお聞きしておりますが、まだこれにつきましてもできてないと

いう状況でございます。ちなみに踏切につきましては、なるべく早期に道路としてお返しをするということは聞いております。

●西嶋議長

波多野議員。

●波多野議員

それで踏切の何かも今踏切の上もレールが取っておりますよね。それだけえそういうのは撤去、なるべく早く撤去するという計画なんですな。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

踏切に関して申しますと、踏切につきましては、現状道路に復元するというので、レールはと取るということに、その上から舗装というのはたぶんしないと思いますので、取るのではないかというふうに思います。

●西嶋議長

波多野議員。

●波多野議員

それで大体草刈りとかなんかそれをですね、JRと以前も一般質問なんかであったようなにも思うんですが、協定とか覚書的なことのそういう協定も結んで、それをJRが管理しますというようなことは別にされんわけなんですかね。どうでしょうか。そういう協定も結んで先ほど町長さんの答弁にもあったようなんですが、覚書的事業でもやっておけば、いざいうことには、すぐそれに基づいてJRの方が責任持ってやるというようなことなんです、協定とか何か結ぶられる考えはないんですかいな。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

JRの用地の維持管理に関して町との協定とか覚書というようなものの、ことでございますけれども、8月の全員協議会でもそういったお話もございました。実は先日JRの方に協定につきましては申し入れをしております。管理協定もしくは覚書でございますけれども、JRの回答としましてはJRとしても、そういったことは必要ではないだろうかという認識はいただいております、今現在、検討をさせていただいているという状況ではございます。ただJR西日本の管内でそういった前例がないのではないかとということも言っておられまして、全国、例えば北海道でありますとか、そういった廃線のあったところについての状況も、状況といたしますか、ところも協定書なりに調べて、そういったものがあればそれを参考にできればという回答を得ております。

●西嶋議長

波多野議員。



頑張っていこうというようなそういう機運といますか、そういうあれになっておるんでしょうか。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

広島県と島根県で6市町で利用促進協議会、それから三江線の活性化協議会を組織していろいろ利用促進につきましては取り組んでおりました。また活性化協議会におきましては観光面でも連携しながら取り組んでおりました。利用促進協議会につきましては3月末、それから活性化協議会につきましては8月末をもって解散ということでございますけれども、今後のつながりといいましたら、今まで築き上げた繋がりにつきましては、活性化協議会で取り組んでまいりました観光面等につきましてはまた一応エリアというのを設けております。三次から美郷、それから美郷川本、川本から江津そういったエリアをですね、区切ってしております。そのエリア内でまたそういった観光面につきましても検討していこうではないかという話にはしておりますし、それから島根県側につきましては、また4市町江津市と川本、美郷邑南、それから大田市を超えまして新たな観光の連携を図るところで、新たなまた別な協議会も立ち上げたところでございます。

●西嶋議長

波多野議員。

●波多野議員

せっかく今まで頑張っておられたきずなとか連携はですね、これからも大切にしていってもらって、ぜひ観光振興やら今後の沿線の活性化にですね、少しでも連携しながら繋げていただければと思います。以上もちまして私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

●西嶋議長

波多野議員の質問が終わりました。

続きまして通告8、1番・日高議員。

●西嶋議長

1番、日高議員。

日高議員30分の通告時間ですので、3時23分までです。よろしく申し上げます。

●日高議員

一番日高でございます。私は通告をいたしました2件についてお伺いをいたします。まず1点目でございますが、「農業基盤整備についてのアンケート結果は」ということでございます。昨年の9月定例会において私は、農業基盤整備とそれに伴う地元負担金の軽減について質問をいたしました。その中で、農業基盤整備の要望について意向調査を実施するとの回答がありましたが、その後どのように処理されましたか、お伺いをいたします。2点目でございます。「災害に対する検証会等の開催は」ということでお伺いをいたします。西日本豪雨

や昨年夏の九州北部の豪雨など近年激甚化する水害や土砂災害の教訓を受け、国土交通省は2019年度、来年度の予算要求の中で、地方自治体向けの防災安全対策に前年比21%増の1兆3431億円を要求されました。また水害対策についても同様に増額の要求をされたと報道されました。翌年度以降、各自治体では災害関連の要求活動をしていかなければならないのではないかなと私自身が思っております。また、近年の気候は従来と違い、創造を絶する集中豪雨や豪雪が突然を訪れ、とんでもない災害をもたらすことが予測をされます。このような災害の箇所、そういうところの原因や予測箇所については、住民の皆様がよくご存じだと思います。また降雨量の状況により避難行動も地域によりまちまちと考えます。そこで町民の方々を交えた中で、災害に対する検証や、対処方法について協議をしていくというお考えはございませんが、お伺いをいたします。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

日高議員「農業基盤整備についてのアンケート結果は」のご質問にお答えをいたします。昨年の9月定例会で答弁しました農業基盤整備の要望についての意向調査の実施については、今年3月18日に開催された町集落営農組合維持活性化協議会の研修会において、県央県土整備事務所農村整備課から、農業基盤整備事業の説明を行っていただき、各集落営農組織へアンケート調査を実施したところでございます。アンケート結果では、20組織のうち9つの集落営農組織等から回答があり、圃場整備の希望は合計1.5ヘクタール、暗渠排水の希望は合計12.2ヘクタール、用排水水路整備2770メートル、頭首工整備8箇所などとなっております。今後、個別に要望箇所のヒアリングを実施するとともに、県と要望内容にマッチした事業メニューを協議しながら、実施に向けた検討していきたいと考えております。また昨年9月の一般質問では、農業基盤整備事業の伴う地元負担金の軽減につきまして、具体的な事業活用において考えたいと答弁しております。来年度基盤整備により、担い手への農地集積を推進することを目的とした農地耕作条件改善事業を新規事業として計画しており、京覧原と田の原地区の2地区につき、県と協議を進めているところでございます。町といたしましては、以前取り込んだ中山間総合整備事業と同じく地元負担が15%となるよう町負担を決定したところであります。また県と協議を進めております。農地耕作条件改善事業は集落農地面積の50%以上を担い手に集積すると、事業費の12.5%が補てんされる県単の農地集積促進事業の対象事業であり、集積が50%以上となった場合には地元負担は2.5%となります。このような有利な事業を利用し、少しでも地元負担の軽減となるよう取り組んでまいります。以上。

●西嶋議長

日高議員。

●日高議員

ご回答いただきましたように、20組織の中で9組織がアンケートにお答えされまして、

圃場整備であるとか暗渠排水であるとか、用排水路の整備、こういったものについて要望をされております。またこのアンケートの中身、これによって例えば負担軽減の話であるとか、そういったものができればですね、まだまだ違った結果が出るのではないかというふうに思います。また集落営農組織にいたしましても、様々な形態がありまして、例えば任意組織こういったものであれば、まだまだ個人さんが決定権を持っておられるということで、なかなかこのアンケートの中には答えられないという箇所もあるのではないかというふうに思います。そうしてみますと、やはり多くの農地に対しての不安を抱えておられて、要望されていると思います。そういった中でこういった新しいメニューを協議をされるということでありますので、私としてはうれしいというふうに考えております。今、来年度の基盤整備で考えられておられるのは、これは農地の中間管理機構、こういったものを利用した事業ではないかと思うわけですがいかがでしょうか。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

担当課長からお答えをいたします。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

こちら農地耕作条件改善事業でございますけども、ご指摘のとおり農地中間管理職を経由した担い手への農地集積、こちらが必要な要件ということになっておりまして、こちらの方の機構を使った事業ということで、県単農地集積促進事業、こちらの方が対象となるということでございます。よろしく申し上げます。

●西嶋議長

日高議員。

●日高議員

今アンケート結果によりますと、先ほど申しましたように多くの事業の要望が出ております。そういった中で今、中間管理機構、この事業の活用については、いわゆる中間管理機構に土地を預けた土地ですね、この者が対象になると考えるんですが、だいたい中間管理機構に預けられる土地は大体どの程度今ある訳でしょうか。

●西嶋議長

産業振興課長。

●烏田産業振興課長

面積の何ヘクタールというのは、今資料がないのでわかりませんが、実は中間管理機構への集積は美郷町は非常に遅れておりました。ということで、一昨年辺りから、中間管理機構への集積をお願いするということで、初年度0.5ヘクタールぐらいだったと思います。現在は3ヘクタール以上の集積を重ねていると思います。また今年になってですね、サ

ポート経営体等の設立もありまして、集積が最終的にはサポート経営体単独で、10ヘクタールぐらいの中間管理機構への経由した集積というものを考えております。

●西嶋議長

日高議員。

●日高議員

お答えのように、この中間管理機構こういった農地を預けてそれを借り受けるそういったものを利用したいいわゆる基盤整備事業ですね、こういったものを推進するんであればですね、いわゆる農家に中間管理機構、よくよく説明をしてですね、これに入っていていただいてやって頂くと。これが一番ではないかと思えます。現実的に中間管理機構に預けると10年ですね、こういったものが、使用貸借の年間になるわけですが、そういった意味で推進をして、そしてそれに基づいて事業をするというのはよくよくわかります。私が前回から質問しておりますのは、いわゆる美郷町に対して総合的なここに書いてありますが、中山間総合整備であるとかですね、そういったものを取り入れて事業をしてはと。これだけ多くのご要望があるわけです。例えばアンケートのとり方によりまして、基盤の整備、獣害対策または農道、連絡道そういった、または頭首工、こういったいろんなすべてのメニューがこの事業には入っております。そういった意味でこの中間管理機構でやると、そこには入ったところを実施しますんで、新たに美郷町はいろんなものを取り込もうという時に、虫声渋滞？2470いわゆる受益面積こういったものが必要ですんで、この次やろうと思う時に、多くの受益がとれないというふうな現状にもなります。そういった意味で、中間総合整備ですね、こういったところもですね、視野に入れながらですね、今後、メニューについて協議をしたいということですので、そういった考えはございませんでしょうか。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

こちらにつきまして、先ほど町長の方からの中にもございました。県と事業メニューを協議しながらということになるかと思っております。要望内容、こちらの方が旧組織の方からの回答でございまして、これらの内容等につきまして、本来であれば7月のところで行う予定にしておりましたけども、7月豪雨ということで、災害が発生いたしまして、実は協議というところが流れた経緯がございます。一段落をしてきた段階で、これらの組織と、また話し合い協議を県も一緒にですね、協議をしてどんな事業ができるのか、というのも含めまして検討しながら、できるだけ有意義な事業が取り組めるように進めていきたいというふうに考えております。

●西嶋議長

日高議員。

●日高議員

美郷町にとって有利な事業を今後考えていくということで、ありがたいことだいうふう

に思います。ここで中山間の宣伝をするわけではないですが、例えば別府川本線、この線につきましても、県道改良なかなか進んでおりません。そういった意味で、山手の方に、農道こういったものを設置することもできます。私は、在職中に中山間総合整備、合併以後携わりまして、いわゆる川本町から松代谷農道設置したわけですが、川本町から美郷町ですね、それから今度大邑、こういった線につきましてのいわゆる計画、そういったもので農道も出ておるわけでございます。現実的に大邑を大きく活用しようと思うと、それから京覧原に大きないわゆる農道、こういったものができると思います、より効果が発揮されるというふうに思います。そういった意味も踏まえましてよりよい事業を今後検討していただきたいと。また検討される結果についてですね、またお知らせいただけるかどうかちょっとお伺いいたします。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

今後こういった要望のあった組織等の協議を進めまして、またアンケート調査ですね、こちらの方また今の活性化協議会の方で、研修等行って、アンケート調査もその中で取り組みをさせていただいてる経緯もありますので、またそういった場ですね、どういった事業になるのか、というのをまたご説明をさせていただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

●西嶋議長

日高議員。

●日高議員

ありがとうございます。そういたしますと、やはり美郷町にとってよりよい農家さんにとってよりよい事業、これから県と協議をしていただきたい。またそういったことにつきましての結果をですね、お知らせしていただきたいというふうに思います。1番の質問は以上で終わります。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

日高議員、「災害に対する検証会などの開催は」のご質問についてお答えをします。今回の災害に関し、職員から避難所の対応等について意見を集約し、対応を検討しております。そして、この中には職員がお聞きした住民さんからの声も含まれており、貴重な意見と考えております。またそれぞれの地域において、過去の災害の経験をされた方がおられ、全国各地では、こうした過去の災害経験に基づいた避難行動により人的被害が最小限となった例もございます。今後、減災防災を考える上ではこうした地域の皆さんの意見や経験は防災上の財産であると考えております。こうした地域の財産にハザードマップなどの情報を加え、有効な避難行動を行っていただきたいと考えておりますので、今後は自主防災組織の活動

支援はもとより、自治会、婦人会、高齢者クラブなどの各種団体に向けた周知を行ってまいります。以上。

●西嶋議長

日高議員。

●日高議員

災害に対するソフト面につきまして、こうして職員の皆さんが住民の皆さんの声を聞き、そういった中で、今後の避難行動、こういったものに生かされると。これは大変ありがたいことというふうに思います。ひとつこの2つに分けて例えばソフト面の避難、そしてもう1つはハード、こういったものについてお聞きしたいわけですが、やはり質問したとおり、例えば土砂災害が起きそうなところ、または地すべり地区、こういったところがありますと、住民の皆さん危険をよくよくご存じだと思います。そういった中で住民の皆さんとの全体の協議というのはなかなか難しいと思います。しかし、そういった中に連合自治会組織もあればですね、要の人材によりまして、地域、こういったものを推進するという人材もございます。そういった方々をですね、対象にしてですね、そうした危険箇所、こういったものの把握に努められて役場の中ではそれを精査して、国・県に要望すると、こういったふうな活動していただきたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

先ほどの危険箇所の周知ということですが、昨年度、今年度でいわゆるレッドゾーンの説明会等を、連合自治会単位で各地域実施をしております。その中で各自治会長さん集まっていたりとか、そういった中で、集落支援員の方も来ていただいた地域もあります。やはり広く皆さん方に参加していただきながら、そういった説明であったり、研修であったりそういうことを進めてまいりたいと思っております。

●西嶋議長

日高議員。

●日高議員

そういったいわゆるハザードマップに基づいた危険箇所、これの周知、こういったものをどしどしやっていただきたい。先ほど言われましたように推進をしていただきたいというふうに思います。ここに、これインターネットの資料なんですが、来年度の国土交通省が出した中で、いわゆる土砂災害に対する治山対策、こういったものの推進という格好で治山または流木対策こういったものの推進を図ると。そして、また集中豪雨等により斜面等崩落、これ例えば急傾斜であるとかですね、そういったものごとをやると。ハード面ではですね、そういった風なことが載っております。また今日も質問がありました、内水面のポンプこういったものもあります。こういったものもですね、やはりせつかく国がこういう方に大きな予算を要求をしております。仮に通ったならばですね、ぜひともですね、国・県に活動して

いただきたいというふうに思うんですが、意気込みといたしますか、そういった気持ちをちょっとお伺いします。

●西嶋議長

副町長。

●岸本副町長

議員おっしゃるとおりでございまして、私どもも最近の要望でいきますと、7月19日に災害起こりまして、すぐ生活支援等で県の方へ要望を行いまして、その要望を叶えていただいております。それからまた7月の25日26日ではですね、東京の方へまいりまして、地元の国会議員さん、それから国交省等へ要望もいたしました。まず第一に堤防地区の早期解消、あるいは美郷町といたしましては、特に先ほどから議論になっております内水排除についてのお願いもさしていただきました。それから8月10日には県の方へ、知事の方へ要望をしました。そのあと県の土木との要望活動も行っておりまして、先ほど言いました内水排除等のお願いもしております。内水排除につきましては、国の方もどうも新規事業で市町村に対しての事業も考えていくというところございまして、正確には具体的なものはとりませんけども、どうもそういう事業も出るんじゃないかと期待をしております、その辺の事業が決まりましたらすぐ手を挙げてですね、対応させていただきたいと思っておりますし、また地産それから砂防、急傾斜それから地すべり等々の減災対策等もございまして、これにつきましては、毎年の箇所要望というところの中で県の方へは要望を行っているところでございます。以上でございます。

●西嶋議長

日高議員。

●日高議員

災害後、国県の方に陳情に行かれたということでございます。高く評価をいたします。ぜひともですね、継続をしてですね、そういった活動をしていただきたいと。またそれがですね、住民の声、これを聞いた中での活動であれば、なおさら、いわゆる行政と災害に関しましてもですね、避難に関しましても、いわゆる行政と住民こういったものが見えるかというのが大変力になると思います。そういったところで、陳情活動に対しましては高く評価をいたします。これからもぜひともですね、議会も要請があればですね、議長に私もお頼みしてですね、一緒になって努めていきたいというふうに考えます。それからソフト面の、早い話が避難でございます。これもいわゆる地域担当班、こういったものの活動、こういったもので色々あるという、これも大変大切なことではございますが、やはりせつかくの連合自治会制度があるわけです。その連合自治会が機能して初めて避難というものがうまくいくというふうに考えております。それと、大変いい事業で要の人材、こういったものも2地区ではありますが、取り組んでおられます。そういった方々をですね、利用して、利用じゃありません。そうした方々の活用を図ってですね、広く町民の皆さんと一緒にですね、避難行動をするというのが大変に必要になってくると思います。そういった意味でですね、ここ

で申しました住民との対話という中で、いわゆる連合自治会であるとかですね、要の人材の方々を交えてですね、1つ協議こういったものをしていただいでですね、よりよい避難行動にしていきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

●西嶋議長

副町長。

●岸本副町長

地元の皆さんとの協議、これは一番大切なことだと思っております。各連合自治会との協議、それから連合自治会の協議の元にまた各单位自治会での協議、これが一番大切なところだと思っております。先ほど重複しますけども、防災士の育成等も図っておりますし、集落支援員さん、それから要の人材さん等も地域によってはいろんな形でそういう防災関係に参画していただいてやっているところもございしますので、今後ともその辺を、要するに自主防災組織の育成というところになろうかと思っております。これにつきましては、先ほど質問もございまして、そういう育成も町も全力挙げてやるというところもございしますので、その自主防災組織をベースにして、それはとにかく連合自治会、各单位自治会の中での自主防災組織という組織構成もつくりながら、今後努めてまいりたいと思っております。

●西嶋議長

日高議員。

●日高議員

ぜひともですね、そういった格好でですね、進めていただきたいというふうに思います。何回も言いますがですね、やはり住民の皆さんがそっぽ向くようではいけません。そういった中で、住民の皆さんと一緒にですね、よくよく行政の災害に対するものはよくわかると言われるようにですね、していただいてですね、いわゆる美郷の防災、こういったものに努めていただきたいというふうに思います。以上で私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

●西嶋議長

日高議員の質問が終わりました。

ここで3時35分まで休憩といたします。

(休憩 午後 3時 19分)

(再開 午後 3時 35分)

●西嶋議長

それでは会議を再開いたします。

通告9、9番・安田議員。

●西嶋議長

9番、安田議員。

## ●安田議員

1日目の一般質問の大鳥になりましたけども、3点ほど質問をいたしたいと思います。10番議員さん、それから7番議員さん等とダブル点があるかと思えますけれども、よろしくお願いをいたしたいと思います。この度の7月豪雨災害、また、台風21号災害、それから北海道東部胆振地震等々立て続けに大きな災害に見舞われました。皆様に心よりお見舞い申し上げます。1日も早い復旧復興をお祈りしているところであります。さて、この度の豪雨災害において、行政の早目の対応で人身事故がなく幸いでありました。しかし町内では床上浸水、床下浸水、農地被害、農業施設被害等大きな被害を受けました。しかしながら、避難所での対応では、色々な問題がありました。次の点について町長に伺います。1、洪水ハザードマップが町内全戸に配布をされているが、町民への周知方について伺います。2点目、吾郷地域は第一避難所は吾郷体育館となっており、次に各地域で指定されたところへ行くことになっています。旧乙原保育所に24名避難しましたけども、災害対策本部及び吾郷体育館への担当の方へ名簿を提出し報告いたしましたけれども、適切な対応がなされなかったというように思っております。人的配置、避難食の配布などがなかったが、その点どうなのか伺います。3点目、避難所での避難食について賞味期限切れのものがあつた点について、幸いにも問題が起きなかったが、日頃の管理体制はどのようにされていたのか。また、今後の管理体制は如何か。それから、福屋宅付近の排水路について、このところの排水路は大変歪で、これまで幾度となく被災され、その間、家屋の地上げ、水路のかさ上げ等自力で対応されてきた。また、被災のたびに地元自治会本人、私も含めてですね、改修の要望をしましたが、いまだに解消されず、このたびも床上浸水の被害に遭われました。排水路の改修計画はどうなっているのか伺います。もう1点は、内水排除についてであります。乙原、築瀬、栗原の内水排除について、消防ポンプ2台ずつで栗原、築瀬でポンプアップをしましたが、間尺に合わず、地元建設業者に水中ポンプをお願いし、何とか切り抜けたところであります。災害時の町内建設業者への協力体制は、どのようになっているのか伺います。以上です。

## ●西嶋議長

町長。

## ●景山町長

安田議員の「災害時の避難所の対応について」のご質問にお答えをいたします。洪水ハザードマップについては、今年6月に完成し、全戸配布を行いました。この内容は1000年に1度の大雨により江の川が氾濫した場合に、浸水が発生する区域を示したものであります。さらに地域ごとの避難情報を記載し、避難所についても指定避難所地域の避難所に加え、新たに浸からん場所として、浸水の可能性が低い場所も示しております。マイ・タイムラインという欄を設けております。マイ・タイムラインとは、一人一人がとる避難行動を時系列として記載していただき、実際の避難時のチェックリストとして活用できるようにしたものであります。これらの内容については、配布直後に災害が発生したため、地域への周知、

説明が十分行き届いておりませんでしたので、今後、地域等への説明を行っていきたくて考えております。続いて吾郷地域の避難所の対応ですが、災害時には、町内18箇所の指定避難所は職員が開設し、避難者の受け入れを行う体制となっておりますが、地域の避難所、指定避難所以外の場所に非難された場合の把握方法や対応は決まったものがないものでございました。このため、乙原など避難者の報告をいただきながら、その後の対応ができず地域によってはご心配をおかけしたこと、お詫びを申し上げます。すべての避難所に職員を配置することは難しいと考えますが、今後は、指定避難所以外の避難場所に避難された方から役場に報告をいただき、その報告に基づき物資を配布するなどの対応をまいります。また、こうした避難所の運営ルールは、地域の皆さんと共有していく必要があると考えております。また、指定後に管理者が変更となっている施設もございますので、避難所として使用する際の取り決めも含めて再度見直しをする必要があると考えております。この度、一部の避難所等で提供した物資に期限切れのものがございました。幸い、健康被害等の報告は受けておらず検査機関の検査でも細菌等は検出されませんでした。配布先が分かっております避難所や消防団、対象連合自治会の皆様へ文書でお詫びを申し上げたところでございます。この件については、7月31日の全員協議会で概要を説明させていただきましたが、備蓄品は総務課で管理し、毎年入れかえ更新を行っております。今回はこうした備蓄品以外に飲料メーカーなどから寄贈された物資が避難所となった施設に保管されており、これを賞味期限の確認不足のまま提供したものでございます。この教訓を生かし、現在は残った賞味期限切れの備蓄品は回収し、避難所に配置する職員には、備蓄品を提供する際に賞味期限の確認を徹底するよう指示をするなど管理体制を強化したところでございます。以上。

●西嶋議長

安田議員。

●安田議員

1点目のハザードマップについてでありますけれども、7番議員さんの時にもちょっとございましたけれども、確かに6月につくられてですね、各戸へ配布はされておりました。ただ、どういいますか。これが各家庭なり、地域でですね、活用されてなかつ、部分については、先ほども答弁の中にもありましたけれども、作って間もない災害であったために、なかなかそこまで手が回らなかったということでもございましたけれども、全国的にもですね、このハザードマップができていないところ、またあってもまだ配布がしてないようなところがあるやにテレビ報道で言うておりましたけれども、せつかく美郷の場合はですね、ああやって、いち早くハザードマップを配っておられましたんで、これをですね、うまく活用して、先ほどもお話がありましたけれども、今後のですね、災害のためにですね、しっかり連合自治会なり各自治会等々でですね、しっかり活用し、どういいますか、災害に遭わないように対応していけたらなというように思っているところであります。ハザードマップについては有効活用といえますか、最大限これを活用して実施、対応していただきたいなど。実は乙原もですね、自治会の方で役員さんと消防団の方でしたけれども、その水害の後ですね、まあ、ああやって、

乙原保育所へ、築瀬行かれた人はおるんですけども、高齢者の人とか身体的に不自由な方はやむなく乙原の保育所へ24名行った訳ですけども、やはりそこらのとこで、反省といひますか、実際、ハザードマップを知らなかったという人も実際におられまして、役員が集まって、私も一緒に出ているいろいろお話をし、今後どうするかという、全体的にはまだやってませんが、役員の中でそうい集まりをして、話し合ったところでもあります。ということで、どっこもがですね、しっかりそういうこのハザードマップを活用してですね、よりよい避難ができるように対応していきたいなというように思います。2番目のごめんなさい。3番目の避難所での避難食、たまたま乙原の場合はですね、今、保育所は株式会社クイージーに貸しとるということで翌日どうもイベントがあったようでして、開所はできたんですけども、早く帰らなくてはならないというような事態がありまして、まあ水も引き出しだということで、早くその24名については自宅の方へ帰っていただいたというような実態があるわけですけども、答弁の中にもありましたけども、どういひますか、扱いといひますか、についてですね、私たちも反省するところもあったわけですけども、その事業所とうまく災害時のあれが取れてなかったという部分が浮き彫りになりました。そういうことで、そこらの反省もしとるんだということがありましたんで、これ以上は言いませんけども、やはり今後はですね、この異常気象でいつ何時、こういう状態が起きるか分からないのが昨今であります。そういうことで、しっかり災害時の避難についてはですね、お互いに心がけていかななくてはならないというように思っているところでもあります。どうか町の方ですね、手元に置かずに、先ほど来答弁も他の議員さんの時にもありましたけども、自主防災組織という表現もありましたけども、そこらをしっかり行政指導でつくっていただいでですね、今後対応していただきたいというように思います。1問目については以上で終わります。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

安田議員「福屋宅付近の排水路について」のご質問にお答えをいたします。ご質問の排水路につきましては、議員ご指摘のとおり、たびたび被害に遭われ、また7月豪雨災害では、床上浸水の被害に遭われました。これまでも自治会等から改修要望を伺っております。現地の状況も確認し、三江線も廃止されたことから、8月にJRと協議を行い、用地取得について協議を重ね内諾を得ており、今年度中には、用地取得の見通しであります。また現在、現地の地形上、ご質問のお宅付近1カ所に道路排水が集中している状況にあり、分水による軽減策、水路断面などの検討を行い、来年度の改修に向けて進めていきたいと考えております。以上。

●西嶋議長

安田議員。

●安田議員

大変前向きなご回答をいただきまして有難うございます。今まで何回もですね、あの近辺

水があふれてですね、ここに私が言いましたように、自力でですね、家屋の嵩上げやら、それから排水路の家側のところへブロック等々自分で積み上げたりしてですね、おられましたけども、何にしても大変あそこへですね、上に町の住宅等ができたりして、尚更あそこへ向けてですね、水が集中するようなことになっております。先ほどの回答でですね、現在の地形上、排水が集中して、分水による軽減策、水路断面等を検討して来年度というようにお答えいただきましたけども、線路側に平行して排水が水路がいったらんですけども、これの勾配もですね、非常に悪くてですね、今日もちょっと現場へ行って改めて見たわけですけども、水が溜まってるような状態です。勾配が悪いために。そういうようなこともありますし、分水もされるわけですけども、水路断面自体が小さいというのが間違いないといよ様に私は何回もの現地で状況見てるとですね、そのように思えてなりませんので、そこらも含めてですねしっかり検討していただいて、来年度ではですね、ぜひ改修していただきたいと思っておりますので、今一度そこらの町の方の決意といいますか、あの腹をしっかりと聞かせください。

●西嶋議長

副町長。

●岸本副町長

福屋さんところの状況でございます。本当に毎年といいますか、大水が出るといつも浸水しておりました。私も現職の時からそういう思いは持っておりました。当時といいますか、今、3月まではですね、JR等も運行しておまして、JRの排水路等も利用させていただきながら、排水をしていたという状況もございます。その中でなかなか工事的にですね、JRの隣接工事等々で非常に難しい手続といいますか、JRさんもなかなかいい返事がないというところも経過としてあったと思っております。それで3月末でJRも廃止ということになりまして、JRの方へもこの用地につきましてお願いをさせていただいたところ、用地買収をしていただければというところの返答も得ておりますので、今図面を作ったりですね、そういう準備をしておまして、今後JRさんとは協議をさせていただいて、十分な断面が通れる用地も取得しながらですね、あの工事を来年度進めていきたいと思っております。それにつきましては、当然、1カ所に集中しているという現状もございますので、その辺の現地調査を再度確認をしながらですね、分水の関係それから1点ちょっと気になっとなるのが、下流側の断面等も確認をしながらですね、その断面に合うような形のまた施設の設置ということも考えていかなければなりませんので、ちょっと時間をかけさせていただいて、来年にはなりますけども、検討を重ねながら実施をさせていただきたいと思っております。

●西嶋議長

安田議員。

●安田議員

ありがとうございます。先に副町長の方から下流の断面の話が出ましたので、私はあえて

言いませんけども、ああやってJRがあるがために中の線路の下にあります隧道がですね、小さいところも、ここ築瀬だけではなく、乙原等々にもそれが詰まってですね、被害が出たということもありますんで、そこらも含めてですね、流末も含めてしっかり調査していただいてですね、この工事についてはですね、最大限の努力をしていただいて、来年度実施になりますようお願いしてこの問題については終わりますんでよろしくお願ひいたします。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

安田議員、「内水排除について」のご質問にお答えをいたします。箕根議員のご質問でもお答えしましたが、町内では都賀本郷・浜原・栗原築瀬・乙原について江の川排水樋門による内水被害が発生しました。町では、町建設業会と災害協定を締結しており、これに基づく水中ポンプ等の貸与依頼が可能となっております。また昨年度にリース会社等の災害協定を締結しており、同じく水中ポンプなどの貸与を依頼することができます。この度の災害では、他地域の消防団の応援や、リース会社からの水中ポンプの貸与、国土交通省の水中ポンプ車の派遣を依頼しましたが、いずれも通行止等により制限されました。将来的には、移動式の水中ポンプを導入することも検討しておりますが、今後はこうした協定に基づき提供可能な物資の紹介、確認をするなど迅速な対応ができる体制を整備してまいります。以上。

●西嶋議長

安田議員。

●安田議員

これも10番議員さんと重なったりいたしましたんで、あれですけども、築瀬・栗原・乙原についてですね、幸いにもこの3つの地区には樋門が設置されております。そういうことで、今回の水害については47年以来の大水ということで、樋門は締めっぱなしということで、内水の被害が出たわけですけども、幸いにも今回の場合はですね、広島がしっかり降って、あれだけ江川が増水したわけですけども、こちらが雨量は少なかったという部分で、築瀬ではああいって3戸床上浸水、床下浸水があったわけですけども、乙原・栗原については、家屋の被害はありませんでした。ということで、水が引き出して消防団のあれでですね、指示で、樋門を開けてですね、水が引き出したんであれですけども、その間、結構長い時間、内水があれしたもんですから、田んぼ、畑等の乙原、栗原については、田んぼやら畑への被害はありましたけども、築瀬については家屋、若干の畑等々の被害がありましたけども、いずれにしてもですね、空が余り降らなかった、こちら側が降らなかったということで、あのぐらいの程度で済んだわけですけども、消防ポンプではとても間尺に合いません。ということでぜひもですね、私からもですね、この水中ポンプといいますか、の設置なりですね、ああ言って建設業協会との提携なり、リース会社との災害協定も結んでありますけども、あっても今回のように通行止めになればそれが役に立たないということもあるわけですから、できればですね、この移動式の水中ポンプこれを全箇所というわけにはいきません

けども、拠点を決めてですね、設置していただいて、災害時に備えるようにぜひぜひしていただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

●西嶋議長

総務課長。

●小田総務課長

7月の豪雨災害以降に、国交省の浜田事務所の方と色々と協議をさせていただきました。その中で被害についての状況確認、それから避難所のこと、それから復旧のことを色々と報告をさせていただく中で、やはり議員の皆さん言われますように水中ポンプによる排水が必要というように、町の方でも考えておりました、国交省それから島根県の方へもポンプの要望をお願いをしておりました。その後、国交省の方から31年度事業の中で、市町村による排水対策の推進に向けた総合流域防災事業というのを検討しているという回答をいただきまして、事業の動向について注視をして、よく検討をして事業を進めるようにということも浜田事務所の方から指導をいただいたところです。町の方でも、それに向けて来年度以降計画的に計画の方を検討していきたいというのが、今現状の状況でございます。以上です。

●西嶋議長

安田議員。

●安田議員

ありがとうございます。大変前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。まあいずれにしても、これから先ですね、今回の大水害は47年から以来ということでございますけども、これから先ですね、先ほど言いましたけども、いつこういう集中豪雨というのが起きるかもわかりませんので、そこらを踏まえてですね、関係機関へしっかり要望していただいて、ぜひとも水中ポンプをですね、設置していただくようお願いして、まだ早いんですけども終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

●西嶋議長

安田議員の質問が終わりました。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の会議は明日13日木曜日定刻より開きます。

本日はこれもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

(散 会 午 後 4 時 0 5 分)